

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-①)

政策名 ^(※1)	政策1:国家公務員の人事管理の推進	分野	行政改革・行政運営			
政策の概要	能力及び実績主義に基づく人事管理の徹底、多様な人材の確保と活用、国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用、職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理の推進及び職員の高齢化への対応等の取組を通じて的確な人事管理を推進する。また、公務員が能力を発揮できる環境を整備するため、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進、職員の能力開発・啓発の推進等の取組を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	的確な人事管理を推進し、公務員が能力を発揮できる環境を整備するとともに、国家公務員制度改革を推進することにより、国民の信頼を確保しつつ、質の高い行政サービスを実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	265,160	162,604	138,336	115,249
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	-89,525	89,525		
		合計(a+b+c)	175,635	252,129		
執行額(千円)		120,470	155,041			
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等の うち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	公務員制度改革大綱 (閣議決定)		平成13年12月25日		※独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表に係る部分について関係	
	採用昇任等基本方針(閣議決定)		平成21年3月3日		※全般的に関係	
	退職管理基本方針(閣議決定)		平成22年6月22日		※全般的に関係	
	国家公務員の給与減額支給措置について(閣議決定)		平成23年6月3日		※全般的に関係	
	公務員の給与改定に関する取扱いについて(閣議決定)		平成23年10月28日		「人事院勧告を実施するための給与法改正法案は提出しないこととする。」	
	国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針(国家公務員改革推進本部決定・行政改革実行本部決定)		平成24年3月23日		※全般的に関係	

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
能力及び実績に基づく人事 管理を徹底する	1 評価者となる職員のうち、次のいずれかの方法を実施した割合 ・評価者講座の参加 ・評価者講座自己学習ソフトによる学習	評価者の77%(アンケート回答数:4,338人) 【22年度】	73% (無作為抽出のサンプリング調査であるアンケートの回答者に含まれていた評価者の割合(4,582人中3,348人)) 【23年度】	80%以上 【23年度】
	2 採用昇任等基本方針に基づく任用の推進と実施状況のフォローアップ	平成22年12月10日に平成21年度の任用の状況に係るフォローアップの結果を公表。 【22年度】	平成23年12月21日に平成22年度の任用の状況に係るフォローアップの結果を公表。 【23年度】	毎年度実施 【23年度】
多様な人材を確保し活用する	3 知的障害者等が一般雇用に向けて経験を積むための「チャレンジ雇用」の推進状況	2名以上の府省等が2府省等 【22年度】	2名以上の府省等は17府省等のうち、5府省等(雇用人数総計は258名)(参考:1名であったのは7府省等) 【23年度】	各府省等において2名以上 【23年度】
	4 各種人事交流の推進と実施状況のフォローアップ	下記のとおりフォローアップの結果を公表。 (府省間人事交流の実施状況) 平成22年8月13日公表 (国と地方公共団体との間の人事交流状況) 平成23年1月21日公表 (民間から国への職員の受入状況) 平成23年2月10日公表 【22年度】	下記のとおりフォローアップの結果を公表。 (府省間人事交流の実施状況) 平成23年8月12日公表 (国と地方公共団体との間の人事交流状況) 平成23年12月21日公表 (民間から国への職員の受入状況) 平成24年1月25日公表 【23年度】	毎年度実施 【23年度】

国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用を行う	5	一般職給与法及び特別職給与法の改正の状況	平成22年8月10日 人事院勧告、第1回給与関係閣僚会議開催 11月1日 第2回給与関係閣僚会議開催、給与改定取扱方針及び給与法改正法案閣議決定 11月26日 給与法改正法案成立【22年度】	<平成23年> 6月3日 国家公務員の給与減額支給措置について及び国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(閣議決定、国会提出) 9月30日 人事院勧告 10月4日 第1回給与関係閣僚会議開催 10月25日 第2回給与関係閣僚会議開催 10月28日 第3回給与関係閣僚会議開催、公務員の給与改定に関する取扱いについて(閣議決定) <平成24年> 2月29日 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が成立(議員立法)【23年度】	「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)を踏まえ、国家公務員人件費を削減するための法案を平成23年通常国会に提出。【23年度】
	6	民間企業の退職金の状況等を参考とした退職手当制度の見直しに係る検討の着実な実施	「退職手当の支給状況(平成21年度退職者)」、「平成22年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施。【22年度】	「退職手当の支給状況(平成22年度退職者)」、「平成23年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査」を実施。 <退職給付の官民比較調査関係> 平成23年8月25日 財務大臣と連名で人事院に対し「民間の企業年金及び退職金の実態調査について」依頼 平成24年3月7日 人事院が「民間の企業年金及び退職金の調査結果並びに当該調査結果に係る本院の見解の概要」を公表 これらを踏まえ、退職手当制度の見直しに係る検討に着手。【23年度】	退職手当の支給水準は、従来から5、6年ごとに実施する退職給付の官民比較調査を基に設定してきたところであり、関係府省等と必要な調整を行った上で、早期に調査を実施。調査結果を踏まえて、適切な支給水準の実現に向けて検討を行う。【23年度】
職員の再就職に関する情報公開等適正な退職管理を推進するとともに、職員の高齢化に対応する(定年まで勤務できる環境の整備、定年延長等による雇用と年金の接続、職員の意識改革の推進)	7	国家公務員法に基づく再就職情報の閣議報告及び公表の着実な実施	・平成22年6月22日(同年1月1日～3月31日分)、同年9月3日(同年4月1日～6月30日分)、同年12月24日(同年7月1日～9月30日分)、平成23年3月29日(平成22年10月1日～12月31日分)にそれぞれ閣議報告し、公表。 ・平成22年9月3日に平成21年度分を公表。【22年度】	・平成23年6月17日(同年1月1日～3月31日分)、同年8月26日(同年4月1日～6月30日分)、同年12月22日(同年7月1日～9月30日分)、平成24年3月27日(平成23年10月1日～12月31日分)にそれぞれ閣議報告し、公表。 ・平成23年8月26日に平成22年度分を公表。【23年度】	閣議報告及び公表の着実な実施【23年度】
	8	独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表の着実な実施	平成22年12月24日に、平成22年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表。【22年度】	平成23年12月22日に、平成23年度における独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況を公表。【23年度】	公表の着実な実施【23年度】
	9	再任用職員数	3,827人【22年度】	5,078人【23年度】	4,000人超【23年度】
	10	人事・恩給局による退職準備プログラム等担当者等講習会の参加者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合)	参加者の85%(実施回数:全国11か所で各1回実施、参加者数:800人、アンケート回収数:694人)【22年度】	参加者の80%(実施回数:全国11か所で各1回実施、参加者数:778人、アンケート回収数:644人)【23年度】	参加者の85%超【23年度】
職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する	11	男性職員の育児休業等の取得者数	164人【21年度】	育児休業等取得促進のための啓発講演会の開催、パンフレットの配布を実施(23年度332人)(平成25年2月28日追記)	240人以上(延べ人数、21年度比3割増)【23年度】

<p>職員の能力開発・啓発を推進する</p>	<p>12</p>	<p>各種啓発事業の参加者に対するアンケート調査結果(有効であると回答した者の割合)</p>	<p>各省幹部懇話会:100% (実施回数:5回、参加者数:82人、アンケート回答数:68人) 【22年度】</p> <p>官民幹部合同セミナー:97.7% (実施回数:2回、参加者数:45人、アンケート回答数:44人) 【22年度】</p> <p>官民交流セミナー:97.8% (実施回数:2回、参加者数:48人、アンケート回答数:48人) 【22年度】</p> <p>内閣重要政策研修:98.8% (実施回数:2回、参加者数:92人、アンケート回答数:86人) 【22年度】</p> <p>管理職員プロフェッショナルセミナー:100% (実施回数:2回、参加者数:24人、アンケート回答数:24人) 【22年度】</p> <p>新任管理者合同セミナー:97.7% (実施回数:1回、参加者数:282人、アンケート回答数:268人) 【22年度】</p> <p>新任管理者基本セミナー:93.3% (実施回数:11回、参加者数:793人、アンケート回答数:753人) 【22年度】</p> <p>人事及び労務管理者啓発課程100% (実施回数:1回、参加者数:16人、アンケート回答数:16人) 【22年度】</p> <p>国家公務員合同初任研修(人事院と共同で実施):90.5% (実施回数:1回、参加者数:686人、アンケート回答数:664人) 【22年度】</p>	<p>各省幹部懇話会:97.2% (実施回数:5回、参加者数79人、アンケート回答数:72人) 【23年度】</p> <p>官民幹部合同セミナー:100% (実施回数:2回、参加者数:41人、アンケート回答数:40人) 【23年度】</p> <p>官民交流セミナー:100% (実施回数:2回、参加者数:46人、アンケート回答数:46人) 【23年度】</p> <p>内閣重要政策研修:98.9% (実施回数:2回、参加者数:95人、アンケート回答数:88人) 【23年度】</p> <p>管理職員プロフェッショナルセミナー:100% (実施回数:2回、参加者数:22人、アンケート回答数:22人) 【23年度】</p> <p>新任管理者合同セミナー:96.8% (実施回数:1回、参加者数:312人、アンケート回答数:285人) 【23年度】</p> <p>新任管理者基本セミナー:93.3% (実施回数:12回、参加者数:878人、アンケート回答数:776人) 【23年度】</p> <p>人事及び労務管理者啓発課程:100% (実施回数:1回、参加者数:15人、アンケート回答数:15人) 【23年度】</p> <p>(国家公務員合同初任研修:東日本大震災のため中止) 【23年度】</p>	<p>各事業とも昨年度超 【23年度】</p>
<p>職員の心の健康づくりを推進する(自殺防止対策を含む)</p>	<p>13</p>	<p>各府省等の管理監督職員やカウンセラーを対象とする心の健康づくりのための講習会等の着実な実施</p>	<p>・健康管理に対する意識啓発講演会 ・メンタルヘルスセミナー ・カウンセラー講習会 ・e-ラーニングによるメンタルヘルス講習の実施 (受講者数約4,800名、有効であると回答した者の割合:62%~97.7%) 【22年度】</p>	<p>各種講習会等の受講者数(約4,400名)</p> <p>各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果 (回答者数:3,733名、有効であると回答した者の割合:96.9%) 【23年度】</p>	<p>各種講習会等の受講者数 (5,000名以上)</p> <p>各種講習会等の受講者に対するアンケート調査結果 (有効であると回答した者の割合:80%) 【23年度】</p>
	<p>14</p>	<p>メンタルヘルス・シートの改訂</p>	<p>平成11年度に改訂 【22年度】</p>	<p>シート改訂の検討に当たり、有識者の意見聴取を行ったところ、①現在のシートは現下の重要課題であるいわゆる「新型うつ」のメンタル状態を診断可能な心理テストとはなっておらず改訂が必要、②他方、「新型うつ」の定義は有識者の間でも確定していない、との御意見をいただいた。 【23年度】</p>	<p>メンタルヘルス・シートの改訂 【23年度】</p>
	<p>15</p>	<p>各府省等における職員の心の健康づくり(自殺防止対策を含む)施策実施状況把握</p>	<p>(平成23年度新規施策)</p>	<p>各府省等の独自のメンタルヘルス対策に対する事例調査を実施し、その取組状況の把握を行った(21府省等中、19府省等で対策を実施)。 【23年度】</p>	<p>着実な把握及び把握結果を踏まえた総務省実施施策の見直し 【23年度】</p>

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・能力及び実績に基づく人事管理については、評価者講座の参加等における実績値は目標値を下回ったが、当局において実施している評価者講座の年ごとの受講経験者は増加しており、また、任用の状況に係るフォローアップを実施したことにより、目標の達成に一定の寄与ができていていると考えられる。</p> <p>・多様な人材の確保・活用については、チャレンジ雇用の推進状況は目標に至らなかったが、本省及び地方機関において、障害者を一定期間職場に受け入れ、人事管理上の課題の抽出等を行う「職場体験実習」や、人事交流のフォローアップを実施したこと等により、一定の成果が認められる。</p> <p>・国家公務員給与等の改定及び退職手当制度の適正な運用については、退職手当制度の見直しに係る検討に着手するなどの取組により、目標を達成した。</p> <p>・適正な退職管理・職員の高齢化への対応については、退職準備プログラム等担当者等講習会のアンケート調査結果は目標値に届かなかったものの、講義項目別に見ると、それぞれ昨年度と同程度の評価を得ていることから、職員の意識改革の推進については一定の成果が得られたと考える。また、政府として再任用を推進したことにより、再任用職員数については目標値を1,000人以上上回り、着実な増加が見られるなど、目標はおおむね達成したと考えられる。</p> <p>・職員の仕事と生活の調和については、測定指標の男性職員の育児休業の取得者数は現在調査中であるが、育児休業等取得促進のための啓発講演会の開催、パンフレットの配布を実施した。この事業を開始して以降、着実に取得者数は増えており、目標の達成に寄与していると考えられる。</p> <p>・職員の能力開発・啓発については、8事業中2事業が23年度の目標値に届かなかったものの、全ての事業において90%以上に達しており、一定の成果が認められる。</p> <p>・職員の心の健康づくりについては、心の健康づくりのための講習会等の受講者数については、若干目標を達成することができなかったがアンケート結果から96.9%の有効性を得ている。また、メンタルヘルスシートについても、有識者からの意見聴取により明らかとなった「新型うつ」の取扱いが困難なことなどにより、目標どおりのメンタルヘルス・シートの改訂には至らなかったが、各府省等のメンタルヘルス対策の事例調査を行い、これを踏まえた施策の見直しを行ったことなどにより、一定の成果が認められる。</p> <p>・本評価書の公表時点(平成24年9月7日)で目標の達成状況が不明であった職員の仕事と生活の調和については、男性職員の育児休業等の取得促進の事業を開始して以降、取得者数は増加しており、平成23年度についても育児休業等取得促進のための啓発講演会の開催、パンフレットの配布を実施し、取得者数の目標を達成することができた。(平成25年2月28日追記)</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>各種施策の目標の達成状況については、国家公務員制度に関する制度の適切な運営・改善に向け、前進しているものと評価できる。</p> <p>また、目標値を設定した施策については、おおむね目標に達しており、着実な成果を上げている。他方、目標として掲げる割合に達しなかったものについても、前年と比べて大きく下回るような項目はなく、更に改善を図ることにより、施策を一層推進していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>本評価書については、公認会計士である中村公認会計士事務所所長の中村元彦先生に御覧いただいたところ、特に問題はなく、着実に施策を進めるべきとの御意見をいただいた。(平成24年6月5日)</p> <p>また、平成24年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>採用昇任等基本方針に基づく任用の状況(平成22年度)(平成23年12月21日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01jinji02_02000042.html 官民人事交流に関する年次報告(平成23年)(平成24年3月28日、人事院) http://www.jinji.go.jp/kisya/1203/kanmin23.pdf 退職手当の支給状況(平成22年度退職者) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/pdf/sikyu_jokyo22.pdf 平成23年度民間企業における退職給付制度の実態に関する調査(作成者:株式会社インテージリサーチ、作成時期:平成23年、対象期間:平成18年～平成23年) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jinji/minkan_taisyokukyufu23.html 平成23年度人事評価のアンケート調査(平成24年3月) 仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査の結果について(平成24年9月28日、人事院) www.jinji.go.jp/kisya/1209/ikukyu24.pdf</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	人事・恩給局総務課他3課室	作成責任者名	人事・恩給局総務課長 堀江 宏之	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	---------------	--------	---------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-②)

政策名 ^(※1)	政策2:適正な行政管理の実施		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	国の行政組織等の減量・効率化を図るとともに、行政手続制度・行政不服審査制度・国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めることにより、簡素で効率的な政府を実現する。また、行政手続制度、行政不服審査制度及び国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度を適正かつ円滑に運用することにより、行政の信頼性確保及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	201,518	226,511	185,135	179,596
		補正予算(b)	-14,045	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	187,473	226,511		
執行額(千円)		147,696	144,783			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	第179回国会(臨時会)総務委員会における 総務大臣所信的発言		(衆・参)平成23年10 月25日	「さらに、行政刷新会議等と連携し、独立行政法人制度の抜本的見直し、 行政不服審査法の見直しに取り組むとともに」		
	第180回国会(常会)総務委員会における総 務大臣所信表明		(衆)平成24年2月28日 (参)平成24年3月15日	「関係行政機関と連携し、本年一月に閣議決定された基本方針に基づく 独立行政法人の改革を推進するとともに、行政不服審査法の改革に取り組 んでまいります。」		

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
行政組織等の減量・効率化 を推進する	1		平成24年度における各省別定員合理化数 を設定済み(全体で▲6,159人) 【23年度】	定員合理化計画の 各省別目標数の設定 【23年度】
	2	国の行政機関の定員の再配置と 減量・効率化	平成24年度の機構・定員審査も、業務の見 直し等を行うことにより、行政需要の低下し た部門の機構・定員を行政需要の増加した 部門に振り替えること等を通じ、メリハリのあ る審査を行った。 特に、24年度審査に当たっては、東日本大 震災からの復旧・復興等の事業の実施に万 全を期すための機構・定員について優先的 に措置を行った。 なお、これらを措置するに当たっては、府省 間の振替を行ったり、恒久的な機構や定員 とはせず時限のものとするなどにより、 簡素で効率的な行政の実現を図っている。 また、定員については、概算要求に盛り込ま れていた合理化数を上回る減を審査過程で 求めるとともに、復旧・復興以外の要求につ いては要求内容を厳しく精査することによ り、全体として前年同数の▲1,300人の純減 を確保した。 【23年度】	行政需要に応じた適切な 定員の審査を実施 【23年度】
	3	国の行政組織等の減量・効率化 の実施状況	平成23年度における各省 別定員合理化数を設 定(全体で▲6,157人) 平成22年度の定員審査結 果に基づく、23年度にお ける定員の純減 ▲1,300人 【22年度】	各種改革、業務見直しの結 果を機構・定員審査に反映 【23年度】

国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図る	4	行政手続制度について、意見公募手続における意見提出期間30日以上 の件数の割合	93.1% 【21年度】	意見公募手続の運用状況については、実績が明らかになっていないが、行政手続制度の適切かつ円滑な運用を図るため、下記取組を実施した。 ・最高裁判所判決（平成23年6月7日）を受け、不利益処分に関する手続の適切な運用について、各府省等及び地方自治体に対し通知を发出。 ・各府省等や民間団体を対象とした行政手続制度全般に関する講習会を開催。 ・各府省等からの照会に対応。	100% 【23年度】
	5	行政手続制度について、意見公募手続を実施して定めた命令等の公布・決定等と同時期の結果公示の徹底	80.8% 【21年度】		100% 【23年度】
	6	行政手続制度について、意見公募手続における1件当たりの平均提出意見数	30.8件 【21年度】	行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政手続法と同等の手続水準が確保されているか審査を行った。 【23年度】	意見公募手続の更なる利用拡大を目指す 【23年度】
	7	行政不服審査制度について、6か月以内に審査請求が処理された件数の割合	53.2% 【21年度】	平成23年度実績値については調査中であり、24年度内を目処に調査結果の公表を予定している。 なお、行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図るため、各府省等からの照会に対応した。	現況より増加させることとし、70%を目指す 【23年度】
	8	行政不服審査制度について、審査請求の処理期間が1年を超える件数の割合	12.1% 【21年度】	簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を確保するため、行政不服審査法の特例規定を他の法律に置く場合には、行政不服審査法と同等の救済水準が確保されているか審査を行った。 【23年度】	現況より減少させることとし、5%を目指す 【23年度】
	9	行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の運用状況（東日本大震災対応）	-	各府省等により行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置が講じられた権利利益等を取りまとめ、各府省等及び関係する地方自治体を通じて、定期的に国民への周知を図った。 平成23年8月31日で満了日を迎える権利利益について、各府省等においてその満了日を更に延長する必要があるものへの対応方針について各府省等に通知することにより、震災被害者の権利利益の救済のために必要となる同措置の円滑な運用の確保を図った。 【23年度】	同措置の円滑な運用と有効活用の確保 【23年度】
	10	国の行政機関等における情報公開制度において、延長等手続を採ることなく、情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合（行政機関及び独立行政法人等）	・行政機関：87.1% ・独立行政法人等：79.7% 【22年度】 （平成22年度目標値） 前年度値より増加 （参考：平成21年度実績値） ・行政機関：88.2% ・独立行政法人等：86.5%	23年度においては、22年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における開示決定期限の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 ・行政機関：89.9% ・独立行政法人等：77.5% （平成25年2月28日追記） 【23年度】	前年度値より増加 【23年度】

国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上を図る	11	国の行政機関等における個人情報保護制度に関する、個人情報の適切な管理のための監査実施率(行政機関及び独立行政法人等)	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関: 97.6% 独立行政法人等: 90.2% 【22年度】 (平成22年度目標値) 前年度値より増加 (参考:平成21年度実績値) ・行政機関: 100% ・独立行政法人等: 88.9%	平成23年度においては、22年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における監査実施率を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 ・行政機関: 100% ・独立行政法人等: 90.2% (平成25年2月28日追記) 【23年度】	前年度値より増加 【23年度】
	12	国の行政機関等における個人情報保護制度に関する、個人情報の漏えい等事案の件数(行政機関及び独立行政法人等)	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関: 498件 独立行政法人等: 2,006件 【22年度】 (平成22年度目標値) 前年度件数より減少 (参考:平成21年度実績値) ・行政機関: 321件 ・独立行政法人等: 2,216件	平成23年度においては、22年度施行状況調査の実施により国の行政機関等における漏えい等の状況を把握するとともに、その結果等を踏まえ、連絡会議や研修の実施により趣旨の徹底を図った。 ・行政機関: 723件 ・独立行政法人等: 1,885件 (平成25年2月28日追記) 【23年度】	前年度件数より減少 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 行政組織等の減量・効率化の推進については、平成24年度機構・定員審査において、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進や、原子力行政に対する信頼回復等を図るために必要な組織の新設等を認めたが、これらの組織の新設等に当たっては、既存の機構の廃止や府省間の振替等を行うことにより、行政組織の肥大化とならないよう審査を行うことにより、目標を達成することができた。 国民の権利利益の救済、行政運営における公正、信頼性の確保・透明性の向上については、行政手続制度及び行政不服審査制度の測定指標に対する実績は明らかになっていないが、各制度の適切かつ円滑な運用を図るため、照会対応、研修会等の場を利用した周知活動、各府省等及び地方公共団体への通知等を実施した。また、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置(東日本大震災対応)については、定期的に国民への周知、各府省等への通知を行ったことによりその円滑な運用及び有効活用の確保に寄与した。さらに、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度についての測定指標に対する実績は明らかになっていないが、両制度の適切かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施した。 本評価書の公表時点(平成24年9月7日)で目標の達成状況が不明であった国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、国の行政機関における情報公開法に基づく開示請求から30日以内に開示決定等がされたものの割合及び個人情報の適切な管理のための監査実施率並びに独立行政法人等における個人情報の漏えい等事案の件数については目標を達成することができたが、その他の目標については達成できなかった。(平成25年2月28日追記)
	目標期間終了時点の総括	国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組については、定員について、定員合理化計画の各省別目標数の設定及び行政需要に応じた定員審査を通じ、厳しい増員抑制等により、平成24年度においては、1,300人の定員純減を確保する一方、東日本大震災からの復旧・復興等の事業の実施に万全を期すため、これに対応する定員について優先的に措置を行った。また、機構についても、引き続き既存組織の合理的再編成等を通じ、効率的・効果的な行政の実現を図るための取組がなされていると認められる。また、行政手続制度及び行政不服審査制度については、各制度の適切かつ円滑な運用を図るため、照会対応、周知活動等を行うことにより、行政手続制度が目的とする行政手続の公正の確保、透明性の向上に向けた取組及び行政不服審査制度が目的とする簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済の確保に向けた取組は、おおむねなされたものと認められる。今後実態把握を行うなど必要な措置を講じていく。さらに、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度については、両制度の適切かつ円滑な運用を図るため、連絡会議や研修を実施したところであるが、引き続き、両制度の適切かつ円滑な運用に努めるよう必要な措置を講じていく。

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授に御意見を伺った。
-----------------	----------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度機構・定員の要求について(平成23年9月)(URL: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_01000005.html) ○平成24年度機構・定員の審査結果(平成23年12月)(URL: http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan01_02000006.html) ○平成23年度における情報公開法の施行の状況について(平成24年12月)(URL: http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyokaku/02gyokan06_03000019.html) ○平成23年度における行政機関等個人情報保護法の施行の状況について(平成24年12月)(URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/shikojokyoku.html)
---------------------------	--

担当部局課室名	行政管理局(企画調整課、管理官)	作成責任者名	企画調整課課長 山下 哲夫	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	------------------	--------	---------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-③)

政策名(※1)	政策3: 行政評価等による行政制度・運営の改善		分野	行政改革・行政運営		
政策の概要	東日本大震災の影響を踏まえた喫緊の対応を進めつつ、各府省の政策・業務の実施状況等の調査結果に基づき勧告等を行う行政評価局調査の実施により、行政制度・運営の見直し・改善を推進するほか、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価の推進や、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあつせん等を行う行政相談を実施。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あつせん等を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	行政評価機能の更なる発揮を通じて聖域なく行政運営を見直すことにより、国民に信頼される質の高い行政の実現を図る。					
政策の予算額・執行額等			21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	710,440	690,363	617,440	689,522
		補正予算(b)	0	0	-85	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	710,440	690,363		
執行額(千円)		605,374	558,739			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
政府内における第三者的な 評価専門機関として、各府 省の政策・業務の実施状況 について、各府省の課題や 問題点を実証的に把握・分 析し、その結果に基づき改 善方策を提示することによ り、行政制度・運営の見直 し・改善を推進する	1 行政評価局調査の迅速かつ的確な実施の状況	平成22年度に着手した調査5本のうち、1本(国の行政機関の法令等遵守(会計経理の適正化等)に関する調査(H22.7.13)について、おおむね22年度目標設定表に定めるテーマごとの目標どおり勧告を行った。 【22年度】	・平成22年度に調査に着手した4本(既に勧告を行った1本を除く。)のうち3本については、23年度末までに勧告等を行った。残る1本については、24年4月に勧告を行った。 ・平成23年度の新規着手予定テーマについては、全て23年度内に調査に着手するとともに、それぞれの適期に勧告等を行えるよう調査を進めた。 (別紙参照) 【23年度】	平成22年度に調査に着手した4本(既に勧告を行った1本を除く。)及び23年度の新規着手テーマについて、それぞれのねらいに応じた適期に勧告等を行えるようにすること(別紙参照) 【23年度】
	2 行政評価局調査に係る勧告等に基づく、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善の状況	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 85.4%(平成22年度に2回目のフォローアップを行った勧告10本分の指摘事項数(560)に対する改善措置済みの事項数(478)の割合) また、勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じて定量的に把握した。 【22年度】	全国規模の調査に基づく勧告等に対する改善措置率 98.2%(平成23年度に2回目のフォローアップを行った勧告9本分の指摘事項数(330)に対する改善措置済みの事項数(324)の割合) また、平成23年度に行った勧告等のフォローアップ17本(1回目:8本、2回目:9本)において、勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、政策や業務の特性に応じて定量的に把握した。 (例) 「在外公館に関する行政評価・監視」における定員の合理化予定人数等(別紙参照) 【23年度】	行政運営の効率化・適正化等に係る効果を政策・業務の特性に応じて定量的に把握すること 【23年度】
政策評価の推進により、効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任を果たす	3 各府省が作成した評価書について、評価の過程で使用したデータ又はその所在情報の記載率	77% (抽出方法) 各府省の震災対応状況等を踏まえ、簡易な方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認した。 【22年度】	78% (抽出方法) 各府省の震災対応状況等を踏まえ、簡易な方法により確認することとし、各府省別、研究開発・政府開発援助・新規事業評価・各公共事業等別に評価書を計100件抽出して確認した。 【23年度】	100% 【23年度】
	4 目標管理型の政策評価の改善の推進状況	試行的取組の実施に向けて、各行政機関と調整 【22年度】	メリハリのある分かりやすい政策評価の実現のため、標準的指針として、平成24年3月27日に「政策評価の実施に関するガイドラインの一部改正」及び「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」を取りまとめた。 【23年度】	試行的取組の実施状況を把握した上で、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、次年度以降の取組について所要の結論を得る 【23年度】

行政相談の推進により、行政制度・運営の見直し、改善を推進する	5	中央・地方の行政苦情救済推進会議の審議案件数	33件 【22年度】	36件 【23年度】	30件以上 【23年度】
	6	行政評価局(管区行政評価局及び行政評価事務所を含む。)受付の相談件数のうちの苦情件数	2,871件 【22年度】	2,243件 【23年度】	2,400件以上 【23年度】
	7	行政相談委員が管区行政評価局又は行政評価事務所に処理協力を求めた相談件数	1,518件 【22年度】	1,076件 【23年度】	1,030件以上 【23年度】
	8	行政相談委員法第4条に基づく意見の提出件数	274件 【22年度】	255件 【23年度】	180件以上 【23年度】
	9	行政相談委員との協働(行政相談委員制度50周年記念事業への行政相談委員の参画率)	—	89% 【23年度】	80%以上 【23年度】
	10	震災関係の特別行政相談所の開設箇所数(4月～10月)	—	119箇所 【23年度】	50箇所以上 【23年度】
	11	震災関係の特別行政相談所における平均相談件数	—	55件 【23年度】	40件以上 【23年度】
年金記録に関するあっせん等の実施により、年金制度に対する信頼回復に貢献する	12	年金記録に関するあっせん等の実施	申立事案の受付からあっせん等まで約6か月(平成22年12月調査時点) 【22年度】	申立事案の受付からあっせん等まで5.2か月(157日)(平成24年4月調査時点) 【23年度】 (測定方法) 全国50委員会ごとに、処理が終了した直近の事案について、事案の種類(※)ごとに5件ずつを調査対象事案とした事案処理期間調査結果に基づくもの。 ※ ①国民年金あっせん事案、②国民年金訂正不要事案、③厚生年金あっせん事案、④厚生年金訂正不要事案の4種類	申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)を、約6か月以内とすること 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・行政評価局調査については、迅速かつ確かな実施に関しては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、調査対象機関の調査の時期に配慮が必要であったことなどから、調査、取りまとめが遅れ、当初目標とした時期までに報告できなかったものもあったが、中間報告を公表して自主的な改善が図られるよう工夫するなどした。また、関係府省の政策への反映、行政制度・運営の見直し・改善に関しては、報告等に対する改善措置率を把握するとともに、報告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について、平成23年度に行った報告等のフォローアップにおいて、政策や業務の特性に応じて、行政運営の効率化・適正化等に係る効果を定量的に把握したこと等により、目標を一定程度達成することができた。</p> <p>・政策評価の推進については、使用したデータ又はその所在情報の記載率の目標を達成することはできなかったが、これは「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の趣旨が十分には定着していないためと考えられる。しかしながら、目標管理型の政策評価の改善の推進状況について、平成24年度からの取組についての標準的な指針を策定したこと等により、目標の達成に向けて一定程度進捗したと考えられる。</p> <p>・行政相談の推進については、外国人向けの相談所や交通不便の悪い離島での相談所を開設するなど、相談受付の新たな機会を拡充したが、結果的には苦情件数の増加に結び付かず、相談件数のうちの苦情件数の目標を達成することができなかったが、震災時の特別行政相談所の開設について、従来から、関係行政機関と申合せをしていたほか、被災者の利便を考慮し、仮設住宅付近に特別行政相談所を複数回開設するなど、きめ細やかな相談活動を実施したこと等により、目標をおおむね達成することができた。</p> <p>・年金記録に関するあっせん等の実施については、申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)について、処理の進捗状況を管理し、迅速かつ効率的な処理に努めたことにより、目標を達成することができた。</p>
------------	---------	--

<p>政策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価局調査については、調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、より有効に活用されるものとなるよう、個々の調査に係る処理期間の一層の短縮という課題が認められることから、更に工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適期に勧告等を行うこととする。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど、内容や必要性に応じ、随時勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとまり次第、公表する。 ・政策評価の推進については、使用したデータ又はその所在情報の記載率に関しては、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の趣旨が十分には定着していないため目標を達成できなかったと考えられることから、フォローアップ等を通じて、同ガイドラインの更なる定着に努め、記載率の向上を図っていく必要がある。また、目標管理型の政策評価の改善の推進状況に関しては、目標どおり改善方策を取りまとめたところであり、今後、当該方策が円滑に実施されるよう、着実に取り組んでいくとともに、実施状況を踏まえて更なる改善を図っていく必要がある。 ・行政相談の推進については、行政相談事案等の調査・分析の充実など処理の充実・向上を図る「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」(H22.5策定)による重視すべき成果について目標を設定したところ、おおむね目標を達成できたことから、一定の効果があつたと評価できる。行政相談の総処理件数は、平成22年度176,531件に対し、23年度185,053件と前年度比で増加したが、相談件数のうちの苦情件数は目標を達成できなかった。これについては、相談受付の新たな機会を更に拡充するとともに、行政相談により得られる情報の調査・分析等、内容面での充実を図ることにより、当該件数の増加に結びつくものとする。 また、平成23年度については、行政相談委員制度50周年及び東日本大震災の被災者への対応についての目標も設定したが、これらについては、目標を達成することができたことから、一定の効果があつたと評価できる。引き続き、東日本大震災の被災者相談への対応状況を踏まえ、これまでの活動実績の分析や地方公共団体を含む関係者の意識調査等を通じ、災害の類型に応じた活動の在り方の研究を行うことにより、特別行政相談活動をより適切かつ効果的に展開する。 ・年金記録に関するあっせん等の実施については、申立事案の受付からあっせん等を行うまでの事案処理に要する期間(全国平均)の目標を達成しており、年金制度に対する信頼回復のための着実な取組がなされていると認められる。
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>本評価書について、平成24年7月、鳥取大学地域学部小野達也教授に御覧いただき、御意見をいただいた。評価書全体について、「簡素な様式を用いて、わかりやすい表現で述べられており、目標管理型の政策評価の趣旨である簡素合理化が実現している一方、事前の想定のみ示している、目標設定表(24年度以降は事前分析表)に一定の基本情報が示されているものの、一部の指標については、必ずしも明確に説明されているとはいえない箇所もあった。また、政策の効果については、わかりやすく端的な指標で説明されている点が評価できる一方、その実績値や目標の達成度合いの記述からは、政策・施策の評価が十分にされていないと考えられる指標も見られた。なお、測定指標1については、「別紙」において、調査テーマごとに目標と実績が簡潔かつ丁寧に説明されており、読む者の理解を助けるものとなっている。」との御意見をいただいた。</p> <p>個別の指摘事項として御意見をいただき、評価書に反映させた主なものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標2について、改善措置率は、分子・分母の値も合わせて示すべきである。また、定量的に把握の内容が、具体的に示されるべきである。具体的なデータをできるだけ開示した上で、もう少し具体的な自己評価が望まれる。 ・測定指標3について、割合を正確な値で示した上で、その抽出方法について適切に示すべきである。 ・測定指標12について、具体的な測定方法を示すべきである。 <p>その他、以下のとおり、御意見をいただき、次年度以降の事前分析表、評価書の検討に活用することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標5～8について、平成23年度の目標値が、なぜ22年度の実績値より低いのか、目標設定表を見ても不明である。目標値の考え方について、事前分析表等において説明すべきではないか。 <p>(→これについては、23年度の目標値は、22年度5月に策定した「行政相談委員との協働の充実及び行政相談機能向上のためのアクションプラン」に基づく取組を、前年度に引き続き推進していくという観点から、22年度に設定した目標値を継続したものの、24年度の目標値については、22年度のアクションプラン策定後2年間にわたり、当初に設定した目標をおおむね達成できたことから、改めて前年度(23年度)の実績値以上を目標値として設定したところ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予算の状況」について、政策の効率に関わるデータでもあり、予算額と執行額の差(不用額)に関する説明がどこかでなされるべきではないか。また、施策ごとの予算額と執行額も示すべきではないか。 <p>また、平成24年8月に明治大学経営学部菊地端夫准教授から御意見を伺い、評価書に反映した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン(平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承) ・目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承) ・各年度の行政評価局調査の結果(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html) ・年金記録に係る苦情あっせん等(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/nenkindaisansha/kujou.html)
----------------------------------	---

<p>担当部局課室名</p>	<p>行政評価局総務課他2課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>行政評価局総務課長 三宅 俊光</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
----------------	---------------------	---------------	----------------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

○行政評価局調査テーマごとの進行管理に係る目標

調査結果が予算要求や制度改正等に的確に反映され、有効に活用されるものとなるよう、工程管理を適切に行い、各調査の内容に応じて適時適切な時期に勧告等を行う。なお、調査の進捗状況を踏まえ、早急な対応が求められるものなど内容や必要性に応じ、随時に勧告等を行うほか、関連するアンケート調査の結果など可能なものについては、当該結果がまとめ次第、公表する。

(平成22年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○ 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査(H22.7～)</p> <p>本行政評価・監視は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものであり、平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資するよう、速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視(H22.7～)</p> <p>本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成24年度予算編成に資するようタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視(H22.12～)</p> <p>本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人への対応状況、NPO等との連携状況等を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成23年中のできる限り早期に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.1～)</p> <p>本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、政府における法曹養成制度の在り方の検討を促すよう、平成23年度のできる限り早期に評価結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査(H22.7～H23.10)</p> <p>本行政評価・監視は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、検査への対応や資格取得における受検料、受講料などの負担状況等を把握し、その軽減を図るために実施するものであり、平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資するよう、速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、国民、事業者等関係者からの意見要望や総務省政務三役からの指摘を踏まえ、調査対象とする検査・検定制度を増やしたことに伴い、調査、取りまとめに時間を要することとなったほか、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、最終的には平成23年10月に関係府省に対し勧告を行ったところである。 こうした中であって、当初ねらいとしていた「平成23年度からの受講料等の引下げなど利用者の負担軽減に資する」取組として、平成22年12月に中間報告を公表したところである。</p> <p>○ 社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視(H22.7～H24.2)</p> <p>本行政評価・監視は、高度経済成長期に集中的に整備された国及び地方公共団体等が維持管理する社会資本ストックの現状等を把握するとともに、ライフラインとなっている社会資本、国民の安全・安心にかかわる社会資本を中心に、効率的・効果的な維持管理及び更新等の在り方について検討するものであり、平成24年度予算編成に資するようタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、平成24年2月に国土交通省及び厚生労働省に対し勧告を行ったところである。 平成24年度予算編成に資するタイミングでの勧告ではなかったが、勧告により社会資本の維持管理、更新の重要性が認識され、24年度の予算執行や次の予算編成にいかされていくものと考えている。</p> <p>○ 公共職業安定所における職業紹介等に関する行政評価・監視(H22.12～H24.1)</p> <p>本行政評価・監視は、公共職業安定所における求人開拓及び職業紹介の実施状況、未充足求人への対応状況、NPO等との連携状況等を調査し、公共職業安定所における労働力需給調整機能の強化及び雇用のミスマッチの縮小に資するために実施するものであり、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、平成23年中のできる限り早期に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、平成24年1月に厚生労働省に対し勧告を行ったところである。</p> <p>○ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.1～H24.4)</p> <p>本政策評価は、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、政府における法曹養成制度の在り方の検討を促すよう、平成23年度のできる限り早期に評価結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関に対する調査の時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、平成24年4月に法務省及び文部科学省に対し勧告を行ったところである。 所期の目標である23年度には勧告できなかったが、法曹養成制度の在り方について検討を続けている「法曹の養成に関するフォーラム」(法務省、文部科学省等関係府省、有識者が参加)の論点整理前に勧告を行ったことで、「政府における法曹養成制度の在り方の検討を促す」とのねらいは果たすことができたものと考えている。</p>

(平成23年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○ 自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直し(策定後おおむね5年を目途に見直すこととされている。)に資するために実施するものであり、同大綱の見直しに資するタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p> <p>○ 国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組を着実なものとするために実施するものであり、平成23年度末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ 自殺予防対策に関する行政評価・監視(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、自殺予防対策に係る関係行政機関の推進体制、自殺の実態等の把握状況等を調査し、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)の見直し(策定後おおむね5年を目途に見直すこととされている。)に資するために実施するものであり、同大綱の見直しに資するタイミングで調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたところ、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れたものの、現在、自殺総合対策大綱の改定、見直し時期を勘案し、平成24年6月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。 (参考)自殺総合対策大綱の見直しに反映、活用されるよう、24年6月22日に内閣府、文部科学省及び厚生労働省に対し勧告を行った。</p> <p>○ 国等から補助・委託等を受けている公益法人(指定法人等)に関する調査(H23.5～)</p> <p>本行政評価・監視は、国等からの補助金等を受けている公益法人における補助金等の執行状況、国等と公益法人の契約の締結状況等を調査し、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)等に沿った取組を着実なものとするために実施するものであり、平成23年度末を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしていたが、東日本大震災の影響により対象機関の調査時期に配慮する必要が生じたことなどもあって、調査、取りまとめが予定より遅れ、現在、平成24年7月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。 (参考)24年7月31日に関係府省に対し、勧告を行った。</p>

(平成23年度に調査に着手したもの)

目標	実績
<p>○ その他の「平成23年度行政評価等プログラム」に掲げるテーマについては、「平成23年度行政評価等プログラム」において東日本大震災の影響に十分配慮して調査に当たることとしているが、できる限り速やかに調査結果を取りまとめ、勧告等を行う。</p>	<p>○ 鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視(H23.9～)</p> <p>本行政評価・監視は、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査し、鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成23年9月に調査に着手したところであり、現在、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ 農地の保全及び有効利用に関する行政評価・監視(H23.10～)</p> <p>本行政評価・監視は、農地転用規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図るために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成23年10月に調査に着手したところであり、現在、平成24年9月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価(総合性確保評価)(H23.12～)</p> <p>本政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としての程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものであり、平成23年12月に調査に着手したところであり、現在、平成24年度末を目途に評価結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ 医薬品等の普及・安全に関する行政評価・監視(H23.12～)</p> <p>本行政評価・監視は、医薬品等の承認審査の実施状況、後発医薬品の普及促進策の実施状況、医薬品等の副作用等報告の実施状況等を調査し、医薬品等の供給の迅速化の推進、後発医薬品の普及促進及び医薬品等の安全性の確保に資するために実施するものであり、関係機関の運用の改善のみならず、予算編成にも反映・活用されるよう、平成23年12月に調査に着手したところであり、現在、平成24年11月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○ 高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視(H24.1～)</p> <p>本行政評価・監視は、高齢者等のうち、社会的孤立のリスクが高いとされる者の把握状況、高齢者の社会的孤立を防止する対策の実施状況等を調査し、併せて災害時における高齢者の保護、安否確認体制の整備状況等を調査し、高齢者の社会的孤立の防止対策を推進するために実施するものであり、関係機関における対策の見直しや改善に反映・活用されるよう、平成24年1月に調査に着手したところであり、現在、平成24年12月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p> <p>○外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—(H24.3～)</p> <p>本行政評価・監視は、技能実習生及びEPA(経済連携協定)に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ並びに留学生の在籍管理に関する施策を中心として、不正行為の防止や受入れ目的の達成等のための取組状況を調査し、関係行政の改善等に資するために実施するものであり、各種対策の改善に反映・活用されるよう、平成24年3月に調査に着手したところであり、現在、平成25年3月を目途に調査結果を取りまとめ、勧告等を行うこととしている。</p>

○勧告等に基づく政策や制度の見直し・改善による効果について定量的に把握したもの(例)

「雇用保険二事業に関する行政評価・監視」(平成22年1月勧告)	事業実績が低調となっている事業については事業の必要性の再検討、必要性が高いものについては事業の促進方策を検討し事業の有効性を向上させることを指摘。 この指摘に対する2回目のフォローアップにおいて、実績が低調な事業、内容が類似する事業の廃止、整理・統合を行ったことを確認し、事業費規模にして、約54億円を削減したことを把握。
「在外公館に関する行政評価・監視」(平成22年5月勧告)	新設在外公館は、一定期間経過後に設置効果を測定、他の在外公館は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、その役割や業務の実施体制を見直すこと等を指摘。 この指摘に対する2回目のフォローアップにおいて、在外公館の設置の見直し数(平成23年度:5在外公館を廃止、平成24年度2在外公館を廃止予定)、定員の合理化予定人数(在外公館全体として、平成23年度に70人の定員合理化等、24年度に65人を合理化予定)を把握。
「食品表示に関する行政評価・監視—監視業務の適正化を中心として—」(平成22年9月勧告)	疑義情報を把握した場合は速やかに立入検査等を実施すること等を指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、疑義情報の把握から改善確認の実施に至るまでの全工程の進行管理を行い、これを点検する仕組みを設け、疑義情報等の把握から立入検査等までの期間を短縮(他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る疑義情報の措置に要した期間が、14.5日から6.3日に短縮。一般消費者等から提供を受けた疑義情報を関係機関に回付するまでの期間が、5.1日から4.5日に短縮)したことなどの改善状況を把握。
「職員研修施設に関する調査」(平成22年12月勧告)	稼働率が低調な研修施設(7府省14施設)、民間施設に宿泊する場合に比べて、国費の支出が割高になっている宿泊施設(6府省14施設)、研修を実施するに当たって必要性の乏しい体育施設(7府省16施設)について廃止、縮小を指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、 ・研修施設:平成23年度末廃止(2施設)、施設規模縮小(10施設) ・宿泊施設:廃止済み(1施設)、廃止予定(7施設)、経費縮減等(7施設) ・体育施設:廃止済み(7施設)、廃止予定(5施設) などの改善状況を把握。
「食品流通対策に関する行政評価・監視—食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として—」(平成23年7月勧告)	水産物の直接取引推進事業について、財団法人が水産業協同組合等に対して支給する助成金のうち、使用見込みのない資金を速やかに国に返納させることを指摘。 この指摘に対する1回目のフォローアップにおいて、約14億3千万円を国庫に納入したことを把握。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-④)

政策名 ^(※1)	政策4:地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等		分野	地方行財政		
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	5,816,877	5,701,812	4,578,743	3,558,097
		補正予算(b)	3,245,059	984,450	3,746,630	0
		繰越し等(c)	0	-371,147		
		合計(a+b+c)	9,061,936	6,315,115		
執行額(千円)		8,968,997	5,860,587			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	地域主権戦略大綱(閣議決定)	平成22年6月22日	第8 地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地域主権型社会の確立に 向けた地方制度の構築が 進むこと	1 地方自治制度の見直し	地方行財政検討会議における議論等を踏まえ、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方(平成22年)」として取りまとめ、公表 【22年度】	<ul style="list-style-type: none"> 議員定数の法定上限数の撤廃、市町村に対する基本構想の策定の義務付けの廃止などを内容とする地方自治法改正法は平成23年5月2日に公布 総理大臣の諮問機関である、第30次地方制度調査会を平成23年8月24日に設置し、議会を始めとする住民自治のあり方、大都市制度のあり方、基礎自治体のあり方について諮問 第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度、違法確認訴訟の創設などを内容とする地方自治法改正案を平成24年3月9日に国会へ提出 【23年度】 	議会と長の関係、住民自治の充実強化などについて検討を行い、制度化が必要なものについては、地方自治法改正案として取りまとめ、国会に提出 【23年度】
	2 ・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【参考】 事務の共同処理の活用状況(平成22年7月1日現在) ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件 【22年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。 【23年度】	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【23年度】
住民の利便が増進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3 住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービス導入団体 41団体 【22年度】	導入団体 44団体 【23年度】	コンビニでの交付サービスについて、新たに15団体の導入 【23年度】
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	4 ・地方公共団体における行政改革の取組状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【参考】 ・地方行革の取組状況を公表(平成22年11月9日公表) ・「指定管理者制度の運用について」を発売(平成22年12月28日) 【22年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。 【参考】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況(平成24年3月16日公表) ・地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書(平成24年3月29日公表) 【23年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【23年度】

地域主権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	5	地方公務員数の推移	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数281万3,875人(対前年比▲41,231人)(平成22年4月1日現在) 【22年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数278万8,989人(対前年比▲24,886人)(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	6	ラスパイルス指数の状況	<p>公表された各地方公共団体のラスパイルス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイルス指数98.8(H21ラス:98.5) 【22年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイルス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイルス指数98.9(H22ラス:98.8)(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイルス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	7	給与制度・運用の適正化状況	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体は151団体(全団体の8.4%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は18手当に減少(支給額ベースで削減率97.3%)。 (平成22年4月1日時点) 【22年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体は104団体(全団体の5.8%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は12手当に減少(支給額ベースで削減率97.6%)。 (平成23年4月1日時点) 【23年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	8	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【22年度】</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【23年度】</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	9	給与情報等公表システムによる公表状況	<p>97.8%(1,757/1,797団体) (平成22年3月31日現在) 【22年度】</p>	<p>地方公共団体に対して、同システムによる情報の開示について周知した。 ※東日本大震災のため、平成23年度の調査(平成23年3月31日現在)は行っていない。 【23年度】</p>	<p>実施率100% 【23年度】</p>
	10	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 233団体 (平成22年4月1日現在) 【22年度】</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 275団体(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	11	人材育成基本方針の策定状況	<p>88.9%(1,597/1,797団体) (平成22年4月1日現在) 【22年度】</p>	<p>策定率91.0%(1,631/1,793団体) (平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>策定率90% 【23年度】</p>

被災市町村における行政機能を支援すること	12	市町村行政機能応急復旧補助金による仮設庁舎の建設及び被災者支援に必要なシステム等の整備状況(整備団体数)	—	被災した6県59市町村に対して本補助金約58億円を交付決定し、被災市町村が行う仮庁舎の建設や改修、本庁舎の修繕、システム・ネットワークの復旧・整備に活用された。 【23年度】	行政機能の迅速な応急復旧に寄与するため、申請のあった被災市町村に対し本補助金を交付 【23年度】
----------------------	----	--	---	--	---

(注) 地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築については、地方自治制度の見直しについて、第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、地方自治法改正案を国会へ提出したこと等により、目標を達成することができた。 ・コンビニでの交付サービスの導入団体数については、東日本大震災の影響や平成24年7月施行の改正住民基本台帳法に係るシステム改修による影響で導入時期を見合わせた団体があったため、平成23年度に導入したのは3団体であった。しかし、コンビニでの交付サービスの普及・拡大に向けて地方公共団体に周知したところ、23年度中から導入準備した団体も複数あったことから、今後、導入団体数は増加する見込みであり、住民の利便性増進や地方公共団体の行政合理化に一定程度寄与することができた。 ・地方公共団体の自主的・主体的な行政改革の取組について、地方公共団体における行政改革の取組状況、地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書を地方公共団体に情報提供することにより目標を達成することができた。 ・国民・住民の地方公務員制度に対する理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体や重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当の数が減少し、また、人材育成基本方針の策定状況についても、目標値を達成するなど、地方公務員制度の確立を図るための取組に寄与することができた。 ・被災市町村における行政機能支援については、行政機能が迅速に応急復旧できるよう、市町村行政機能応急復旧補助金を交付したこと等により、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>地方自治法改正案の国会提出や地方行革の取組等により地方行政体制整備に向けた着実な取組が進められ、また、各地方公共団体に対する情報提供や技術的助言等を行うなど、国民・住民に信頼される地方公務員制度の確立や住民の利便増進に向けた着実な取組が進められていると認められる。このことから、地方行政体制を整備し、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、地域主権型社会の確立に向けた取組が着実に進展していると認められる。</p> <p>引き続き地方自治制度の見直しや各地方公共団体に対する必要な情報提供等を行い、地域主権型社会の確立に向けた取組を行う必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第30次地方制度調査会において、地方自治法の見直しについて議論いただき、「地方自治法改正案に関する意見」(平成23年12月)を取りまとめ、また、地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会において議論いただき、報告書を公表するなど、外部有識者の知見を活用している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員の定員・給与の状況等」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html
---------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民制度企画室、市町村体制整備課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	総務室長 吉永 浩	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	---	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑤)

政策名 ^(※1)	政策5:地域力創造	分野	地方行財政			
政策の概要	地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援するため、「緑の分権改革」の推進、定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	活力ある地域社会を形成し、地域主権型社会を構築するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援すること。					
政策の予算額・執行額等	区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	837,866	1,013,429	1,384,733	1,113,515
		補正予算(b)	13,904,050	0	0	0
		繰越し等(c)	-7,499,072	7,548,205	/	/
		合計(a+b+c)	7,242,844	8,561,634	/	/
執行額(千円)		5,197,110	7,762,286	/	/	
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	—	—	—			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) ^(※3) 【年度】
地域の自給力と創造力を高める地域主権型社会を構築すること	1 緑の分権改革の取組団体数の状況	562団体 【22年度】	690団体 【23年度】	800団体 【26年度】 1,400団体 【32年度】
弱者の生活に光をそそぐ取組や、知の蓄積による地域づくりが進展すること	2 DV対策、自殺予防等の弱者対策・自立支援や、知の拠点づくり・交流等の取組の状況	これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野(DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり)に対する地方の取組を地域活性化交付金・住民生活に光をそそぐ交付金(1,000億円(22年度1次補正))により支援 【22年度】	社会的弱者の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりに係る地方財政措置を講じた。 【23年度】	社会的弱者対策・自立支援について、個人の自立を促すための地域の取組や、試験研究機関や図書館等における知の蓄積と交流・ネットワーク形成により、自立的な地域づくりを進める地域の取組の充実・強化が図られること 【25年度】
地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めること	3 総人口に対する地方圏の人口割合	49% 【参考】 定住自立圏の圏域数 54圏域 【22年度】	産業振興分野における取組の先進事例を構築する「定住自立圏」地域創富力高度化調査事業や、地方公共団体への情報提供、財政支援等を実施した。 【23年度】 【参考】 定住自立圏の圏域数 64圏域【23年度】	平成22年度並み 【27年度】
地域間の人材交流を進めること	4 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	参加児童数(総務省の制度を活用した人数) 68,959人 【22年度】	60,997人 【23年度】	子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数80,000人 【23年度】
	5 地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数	地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数 757人 【22年度】	1,018人 【23年度】	地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数1,000人 【23年度】
地域の国際化が進むこと	6 JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数 4,334人 (平成22年7月1日現在) 【22年度】	JETプログラムの招致人数4,330人 (平成23年7月1日現在) 【23年度】	JETプログラム招致人数の前年並み確保 【23年度】
	7 「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	多文化共生に関する計画・指針の策定団体490団体 多文化共生に関する条例の策定団体24団体 (平成22年4月1日現在) 【22年度】	・災害時の多言語情報提供等の在り方等を検討する「多文化共生の推進に関する研究会」を開催 (東日本大震災等の影響のためH23年度は多文化共生に関する計画・指針等の策定団体数調査を実施せず) 【23年度】	多文化共生に関する計画・指針等の策定団体数5%増 【23年度】

地方公共団体による地域振興施策が進むこと	8	中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	約834件 (平成17～21年度実績平均値)	834件 【23年度】	850件程度 【23年度】
過疎地域の自立が促進されること	9	過疎地域自立促進計画におけるソフト事業の計画額	1,389億円 【22年度】	・平成22年度ソフト事業の事例集を作成するとともにHPにおいて公表 ・平成22年度ソフト事業について、調査を実施し、報告書を作成 1,521億円(平成25年2月28日追記) 【23年度】	1,440億円 【23年度】
	10	過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況	実施事業数:6事業 【参考】 空き家活用事業実施数 7事業 【22年度】	5事業 【参考】 空き家活用事業実施数 10事業 【23年度】	平成22年度実施事業数以上 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間の人材交流については、子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数は東日本大震災の影響により、目標を達成することができなかったが、地域おこし協力隊員と集落支援員の合計人数は目標を達成することができた。 ・JETプログラムの招致人数について、東日本大震災等の影響により日本への渡航制限があったにもかかわらず、目標を達成するなど、地域の国際化を図る取組に寄与することができた。 ・地方公共団体による地域振興施策について、空き店舗対策や地域の祭り・イベントなどのソフト事業が、全国的に活用されており、おおむね目標が達成されている。 ・過疎地域の自立促進について、集落再編整備事業については、定住団地の整備と併せて空き家活用も行っている。定住団地の整備事業の実施数については、目標を僅かに達成できなかったものの、空き家活用事業の実施件数が増加したことから、過疎地域の自立促進に向けた取組に寄与することができた。 ・本評価書の公表時点(平成24年9月7日)で目標の達成状況が不明であった過疎地域自立促進計画におけるソフト事業の額は、目標を達成することができた(平成25年2月28日追記)。
	目標期間終了時点の総括	<p>地域おこし協力隊及び集落支援員の取組数やJETプログラムの招致人数が目標を達成するなど地域間の人材交流や地域の国際化に向けた取組が着実に進められており、また、中心市街地活性化ソフト事業も全国的に活用され実施件数が例年並みとなっていることから、地方公共団体による地域振興施策の取組が着実に進められていると認められる。過疎地域の自立促進については、定住団地の整備事業や空き家活用事業の活用等により、定住促進に向けた取組に一定の効果があったものと認められる。</p> <p>このことから、それぞれの地域資源を最大限活用し、地域力を高めるための多様な取組を展開できるよう支援する取組が着実に進展していると認められる。</p> <p>今後も、地方公共団体による地域づくりや地域活性化に寄与するための取組を推進する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	地域力創造グループで展開する施策について、外部有識者から助言をいただき、今後の取組に反映させている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑の分権改革」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html ・「定住自立圏構想」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html ・「過疎対策室実施各種調査」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html
---------------------------	---

担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	地域政策課長 猿渡 知之	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	--	--------	--------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑥)

政策名(※1)	政策6:地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	分野	地方行財政			
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標【達成すべき目標】	地域主権型社会の確立に向け、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	16,282,317,120	17,276,758,320	16,748,455,598	17,121,248,503
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	16,282,317,120	17,276,758,320		
執行額(千円)	16,282,291,769	17,276,726,863				
政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	財政運営戦略	平成22年6月22日	II. 具体的な取組 3. 中期財政フレーム (2)歳入・歳出両面にわたる取組 ③歳出面での取組 財政健全化目標の達成に向けて、平成23年度から平成25年度において、「基礎的財政収支対象経費」(国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算不足補てん繰戻しを除いたもの)について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の「基礎的財政収支対象経費」の規模(これを「歳出の大枠」とする。)を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めることとする。(略)交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額については、上記期間中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。			
	東日本大震災からの復興の基本方針	平成23年7月29日	4 あらゆる力を合わせた復興支援 (3)事業規模と財源確保 ⑥地方の復興財源の確保 今後の復旧・復興に当たっては、国費による措置を講じてもなお、地方負担が地方債の償還や地域の実情に応じた事業を含めて生じることを踏まえ、上記のとおり国・地方(公費分)合わせて少なくとも19兆円規模の施策・事業に充てる財源を確保するとともに、あわせて、地方負担分について地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行う。			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	1 一般財源総額 一般財源比率	平成22年度一般財源総額 59兆4,103億円 (水準超経費除き 58兆7,600億円程度) 平成22年度一般財源比率 63.0% 【21年度】 平成23年度一般財源総額 59兆4,990億円 (水準超経費除き 58兆7,790億円) 平成23年度一般財源比率 64.6%	平成24年度一般財源総額(通常収支分) 59兆6,241億円 (水準超経費除き 58兆9,741億円) 平成24年度一般財源比率(通常収支分) 65.3% 【23年度】	安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額について、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。 【23年度】 ※上記の目標設定後、中期財政フレームの改定(平成23年8月12日閣議決定)により、地方の一般財源の総額については、平成23年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。
	2 地方債依存度	平成23年度地方債依存度 13.9% 【22年度】	平成24年度地方債依存度(通常収支分) 13.6% 【23年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【23年度】
	3 借入金残高	平成23年度末見込み 200.4兆円 【22年度】	平成24年度末見込み 200.5兆円 ・昨年度比0.1兆円の増となったが、その要因である緊急防災・減災事業に係る地方債7,936億円については、地方税の臨時的な税制措置により財源を確保している ・一般財源総額を確保しながら臨時財政対策債の発行を抑制(対前年度比260億円減) ・償還計画に基づき交付税特別会計借入金を1,000億円償還 【23年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【23年度】
	4 地方財政対策の状況	平成23年度財源不足額14兆2,452億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 7兆1,459億円 国の一般会計加算 5兆8,866億円 交付税特別会計の償還先送り 7,593億円 交付税特別会計剰余金 5,000億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,593億円 ・財源対策債の増発 9,400億円 上記の結果、地方交付税を対前年度比4,799億円増確保(17兆3,734億円) 【22年度】	平成24年度財源不足額(通常収支分)13兆6,846億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 6兆7,313億円 国の一般会計加算 5兆8,613億円 交付税特別会計剰余金 5,200億円 公庫債権金利変動準備金 3,500億円 ・臨時財政対策債の発行 6兆1,333億円 ・財源対策債の増発 8,200億円 上記の結果、地方交付税を対前年度比811億円増額確保(17兆4,545億円) 【23年度】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するため、地方の財源不足について、適切な補填措置を講ずる。 【23年度】

安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	5 社会保障と税の一体改革の状況	-	<ul style="list-style-type: none"> 「国と地方の協議の場」及び「社会保障・税一体改革分科会」を計7回開催し、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を総合的に整理 消費税率(国・地方)の段階的引上げ 平成26年4月～8%、平成27年10月～10% 引上げ分の消費税収の地方分として、平成26年4月～0.92%分、平成27年10月～1.54%分の安定財源を確保 【23年度】 	地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像を整理する。その上で、国とともに社会保障制度を支える地方公共団体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。これらの改革に当たっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行う。 【23年度】																																																												
	6 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	-	<p>震災復興特別交付税 平成23年度 16,635億円 平成24年度 6,855億円(年度調整分1,365億円を含む。)</p> <p>※東日本大震災の復旧・復興事業等に係る地方負担額について、被災団体の実質的な財政負担を解消するため、地方債ではなく、別枠で確保した震災復興特別交付税でその全額を措置することとした。 【23年度】</p>	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の復旧・復興のため、国費による措置の拡充を図った上でなお生じる地方負担に対して、地方交付税と地方債による財政措置を講ずる。これらに必要な地方の復興財源を確保し、所要の交付税総額の確保を図る。 【23年度】																																																												
地域主権型社会の確立に向けた地方債制度の構築を進めること	7 地方債の発行に係る事前届出制の導入	-	地方財政法施行令等の一部を改正する政令(平成24年政令第19号)等を制定し、平成24年度から事前届出制を導入した。 【23年度】	地方債の発行に係る総務大臣・知事協議を見直し、平成24年度から、一定の地方公共団体について、協議制から事前届出制に移行する制度改正を実施する。 【23年度】																																																												
地方財政の健全化を推進すること	8 実質公債費比率等の状況	<p>○平成21年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <table border="1"> <tr> <td>・実質公債費比率</td> <td>都道府県</td> <td>13.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>・将来負担比率</td> <td>都道府県</td> <td>229.2%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>92.8%</td> </tr> </table> <p>○平成21年度末における財政健全化団体等の数(平成21年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <table border="1"> <tr> <td>・財政健全化団体</td> <td>13団体</td> </tr> <tr> <td>・財政再生団体</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>・経営健全化団体</td> <td>36団体(46会計)</td> </tr> </table> <p>○平成21年度をもって計画を完了した団体の数</p> <table border="1"> <tr> <td>・財政健全化団体</td> <td>8団体</td> </tr> <tr> <td>・財政再生団体</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>・経営健全化団体</td> <td>6団体(7会計)</td> </tr> </table> <p>○平成21年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <table border="1"> <tr> <td>・早期健全化基準</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>・財政再生基準</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>・経営健全化基準</td> <td>4団体(4会計)</td> </tr> </table> <p>【22年度】</p>	・実質公債費比率	都道府県	13.0%		市町村	11.2%	・将来負担比率	都道府県	229.2%		市町村	92.8%	・財政健全化団体	13団体	・財政再生団体	1団体	・経営健全化団体	36団体(46会計)	・財政健全化団体	8団体	・財政再生団体	0団体	・経営健全化団体	6団体(7会計)	・早期健全化基準	0団体	・財政再生基準	0団体	・経営健全化基準	4団体(4会計)	<p>○平成22年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <table border="1"> <tr> <td>・実質公債費比率</td> <td>都道府県</td> <td>13.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>・将来負担比率</td> <td>都道府県</td> <td>220.8%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>79.7%</td> </tr> </table> <p>○平成22年度末における財政健全化団体等の数(平成22年度をもって計画を完了した団体を除く。)</p> <table border="1"> <tr> <td>・財政健全化団体</td> <td>6団体</td> </tr> <tr> <td>・財政再生団体</td> <td>1団体</td> </tr> <tr> <td>・経営健全化団体</td> <td>32団体(38会計)</td> </tr> </table> <p>○平成22年度をもって計画を完了した団体の数</p> <table border="1"> <tr> <td>・財政健全化団体</td> <td>7団体</td> </tr> <tr> <td>・財政再生団体</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>・経営健全化団体</td> <td>7団体(10会計)</td> </tr> </table> <p>○平成22年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <table border="1"> <tr> <td>・早期健全化基準</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>・財政再生基準</td> <td>0団体</td> </tr> <tr> <td>・経営健全化基準</td> <td>2団体(2会計)</td> </tr> </table> <p>【23年度】</p>	・実質公債費比率	都道府県	13.5%		市町村	10.5%	・将来負担比率	都道府県	220.8%		市町村	79.7%	・財政健全化団体	6団体	・財政再生団体	1団体	・経営健全化団体	32団体(38会計)	・財政健全化団体	7団体	・財政再生団体	0団体	・経営健全化団体	7団体(10会計)	・早期健全化基準	0団体	・財政再生基準	0団体	・経営健全化基準	2団体(2会計)	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。 【23年度】
・実質公債費比率	都道府県	13.0%																																																														
	市町村	11.2%																																																														
・将来負担比率	都道府県	229.2%																																																														
	市町村	92.8%																																																														
・財政健全化団体	13団体																																																															
・財政再生団体	1団体																																																															
・経営健全化団体	36団体(46会計)																																																															
・財政健全化団体	8団体																																																															
・財政再生団体	0団体																																																															
・経営健全化団体	6団体(7会計)																																																															
・早期健全化基準	0団体																																																															
・財政再生基準	0団体																																																															
・経営健全化基準	4団体(4会計)																																																															
・実質公債費比率	都道府県	13.5%																																																														
	市町村	10.5%																																																														
・将来負担比率	都道府県	220.8%																																																														
	市町村	79.7%																																																														
・財政健全化団体	6団体																																																															
・財政再生団体	1団体																																																															
・経営健全化団体	32団体(38会計)																																																															
・財政健全化団体	7団体																																																															
・財政再生団体	0団体																																																															
・経営健全化団体	7団体(10会計)																																																															
・早期健全化基準	0団体																																																															
・財政再生基準	0団体																																																															
・経営健全化基準	2団体(2会計)																																																															

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について平成23年度と実質的に同水準を確保することを基本として、巨額の財源不足について、適切な補填措置を講じた。その結果、交付税総額を前年度比で増額確保し、一般財源総額についても平成23年度と同水準を確保した。 長期債務残高を抑制するため、臨時財政対策債の縮減及び交付税特別会計借入金の計画どおりの償還を行った。 東日本大震災の復旧・復興事業については、平成23年度及び平成24年度において所要の震災復興特別交付税を確保した。 社会保障と税の一体改革については、「国と地方の協議の場」等で真摯に協議を行い、地方単独事業も含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を行った上で、消費税収による安定財源の確保を図ることとした。 地域主権型社会の確立に向けた地方債制度の構築を進めるため、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議を見直し、平成24年度から一定の地方公共団体について、協議制から事前届出制に移行した。 地方財政の健全化の推進については、実質公債費率等の平均値や財政健全化団体等の数がおおむね改善された。
目標期間終了時点の総括	引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる等の取組を進める必要がある。また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年度の地方財政計画の策定等に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)の意見を聴いたところである。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度地方財政の状況(地方財政白書) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/24data/index.html 平成24年度地方財政計画の概要 http://www.soumu.go.jp/main_content/000154527.pdf 地方財政関係資料 http://www.soumu.go.jp/iken/11534.html 地方財政の借入金残高の状況 http://www.soumu.go.jp/main_content/000020157.pdf 平成24年度地方債計画 http://www.soumu.go.jp/iken/chisai_24.html 平成22年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000024.html
---------------------------	---

担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課室	作成責任者名	財政課 梶補佐	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	---------------	--------	---------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑦)

政策名(※1)	政策7:地域主権型社会を担う地方税制度の構築		分野	地方行財政		
政策の概要	地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。					
基本目標 【達成すべき目標】	地域主権改革を推進するための税制を構築する。					
政策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	47,579	41,383	33,756	35,457
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	47,579	41,383		
執行額(千円)		33,095	36,992			
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	平成24年度税制改正大綱(閣議決定)	平成23年12月10日	<p>第1章1(3)地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革 地域主権改革を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築していきます。平成24年度税制改正においては、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)の導入や税負担軽減措置等の見直しを行います。引き続き、地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととし、成案を得たものから速やかに実施します。</p> <p>第2章9(1)地方税の充実 地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築します。</p>			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地方税を充実し、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	1 国・地方間の税源配分比率	国:地方=52.8:47.2 (平成21年度決算) 【22年度】	国:地方=54.7:45.3 (平成22年度決算) 【23年度】	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。
	2 歳入総額に占める地方税の割合	地方税の割合 35.8% (平成21年度決算) 【22年度】	地方税の割合 35.2% (平成22年度決算) 【23年度】	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。
	3 地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較	最大値/最小値 2.7倍 (平成21年度決算) 【22年度】	最大値/最小値 2.6倍 (平成22年度決算) 【23年度】	税源の偏在性が少ない地方税体系を構築する。
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	4 地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組	-	地域決定型地方税制特例措置導入件数 2件 【23年度】	具体的取組について検討を行い、成案を得たものから速やかに実施。法制化が必要なものは、平成24年度税制改正から実現を図る。
	5 地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担の軽減等を行う「政策減税措置」の項目数	100項目を見直し(うち63項目を廃止・縮減、全体項目数286項目→241項目※) ※東日本大震災に関する特例措置を含んでいない。 【22年度】	46項目を見直し(うち15項目を廃止・縮減) 【23年度】	平成22年度税制改正以後4年間で、全286項目(平成22年度税制改正前)を見直す。

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方間の税源配分比率について、平成22年度決算における国と地方の税収比は54.7:45.3となっており、地方の税収比率は低下している。これは、平成21年度決算においてリーマンショック(H20.9)以降の景気の後退に伴い、景気の動向に大きく左右される国の法人税が大幅に減少していたものが、平成22年度決算においては約2.6兆円増加したこと等によるものであり引き続き地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方を見直していく。 ・歳入総額に占める地方税の割合について、平成22年度決算における地方税の割合は35.2%となっており、地方税の割合は減少している。これは、地方譲与税の譲与額や地方交付税の額などが増加した一方で、地方税において、個人住民税が平成21年の経済状況が依然として厳しい状況であったことの影響を受け約1兆円減少したこと等によることから歳入総額に占める地方税の割合が減少したものであり、引き続き地方税の割合の拡充を目指していく。 ・地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較について、平成22年度決算における比較は2.6倍となり地方税全体の偏在度が縮小した。これは、地方法人特別譲与税の譲与額が平年度化したこと等により偏在性の是正が図られているものである。 ・住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施することについて、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み(地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例))を導入。平成24年度税制改正においては、固定資産税の課税標準の特例措置2件を導入した。 ・地方税における税負担軽減措置等のうち、特定の政策目的のために税負担軽減等を行う「政策減税措置」の項目数について、この3年間で286項目のうち195項目、約7割の項目数について見直しを行った。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度税制改正は、税負担軽減措置等の見直しを行うとともに、地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)として、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方公共団体が課税標準の軽減の程度を条例で決定できるようにすることとし、地方公共団体の判断に委ねる税負担軽減措置等を設けており、地域主権改革を進めていく観点から有効な改正であると考ええる。 ・また、平成24年度税制改正大綱では、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること、また、税を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革していくこととしたところ。 ・社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成の観点から、税収が景気の動向に比較的左右されにくく、安定的であり、地方の基幹税目の中でも最も偏在性が少ない地方消費税の税率の引上げを含む税制抜本改革法案を国会に提出し、8月10日に可決・成立したところ。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・税制を通じて住民自治を確立し、地域の自主性・自立性を高めるため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大するという観点から、学識経験者等からなる「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」を開催し、今年度においては「地域決定型地方税制特例措置の創設」、「法定外税の新設・変更への関与の見直し」及び「消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大」について、集中的に検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・税制調査会http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2010/index.html ・税制改正大綱http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2011/_icsFiles/afieldfile/2011/12/26/231210taikou2.pdf ・平成24年度地方税に関する参考計数資料http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran06_h24.html ・税制改正(地方税)http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html ・地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jishujiritsu_zeisei/index.html
---------------------------	---

担当部局課室名	自治税務局企画課総務室 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課 北崎秀一 課長	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	------------------	--------	------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑧)

政策名 ^(※1)	政策8:選挙制度等の適切な運用	分野	選挙制度等			
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	73,571,415	51,069,723	178,124	101,362
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	3,510,011	1,187,100	/	/
		合計(a+b+c)	77,081,426	52,256,823		
執行額(千円)		68,788,324	52,100,535	/	/	
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
公職選挙法の趣旨に則り、 選挙制度の確立に寄与する	1 ・区割審議会における衆議院小 選挙区の区割り改定作業に向け た調査研究 ・その他選挙制度に関する調査 研究	国勢調査人口の公示に対 応する区割り改定作業に必 要な調査研究を実施 【22年度】	【区割り改定関係】 平成23年3月の最高裁判決を受け、各党各 会派において制度改革等の議論がなされて いる。 【その他選挙制度に関する調査研究】 ・「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地 方公共団体の議会の議員及び長の選挙期 日等の臨時特例に関する法律の一部を改正 する法律」を国会に提出し、可決・成立したほ か、被災地の状況を踏まえ、延期した選挙 (57団体、68選挙)の期日を政令により規定。 ・被災団体の地方選挙を契機として、選挙公 報をホームページ上に、国政選挙では全国 統一的に掲載し、地方選挙では当該団体の 判断で掲載することができることとして通知。 【23年度】	・区割り改定作業に向けた 調査研究の適切な実施 ・その他選挙制度に関する 調査研究の適切な実施 【23年度】
公明かつ適正な選挙執行を 実現する	2 常時啓発事業のあり方等の検討	ポスターコンクール、研修、 広報誌作成など、常時啓発 事業全体を事業委託 【22年度】	・常時啓発のあり方等研究会において、常時 啓発事業のあり方について、検討を実施し、 最終報告書を平成24年1月に公表 ・被災団体の地方選挙について、都道府県 選挙管理委員会連合会及び指定都市選挙 管理委員会連合会に対し、人的支援等を要 請するとともに、具体的支援について被災団 体と両連合会との調整を実施。 【23年度】	常時啓発事業のあり方等 の検討結果を踏まえ、参 加・実践等を通じた政治意 識の向上事業やシティズン シップ教育推進方策の検討 等を実施 【24年度】
政治資金の透明性を確保す る	3 総務大臣届出政治団体の収支報 告書提出率(収支報告書定期公 表率)	政党本部:100% 政党支部:99.0% 政治資金団体:100% (平成21年分収支報告) 【22年度】	政党本部:100% 政党支部:99.3% 政治資金団体:100% (平成22年分収支報告) 【23年度】	政党、政治資金団体につい て、提出率100% 【23年度】
		国会議員関係政治団体: 94.7% (平成21年分収支報告) 【22年度】	国会議員関係政治団体:93.8% (平成22年分収支報告) 【23年度】	国会議員関係政治団体に ついて、前年の提出率 (94.7%)以上 【23年度】
		政治団体全体:85.3% (平成21年分収支報告) 【22年度】	政治団体全体:86.2% (平成22年分収支報告) 【23年度】	政治団体全体で、過去3カ 年平均の提出率(85.3%) 以上 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立の寄与については、平成23年3月の最高裁判決を受けて、各党各会派において議論が行われている制度改革の動向等を注視してきたところ。</p> <p>また、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」等により被災地の地方選挙(57団体、68選挙)を延期し、被災地の状況を踏まえて延期後の選挙の期日を定めるとともに、都道府県選挙管理委員会連合会及び指定都市選挙管理委員会連合会に人的支援等を要請し、具体的支援について被災団体と両連合会との調整を行ったことで、選挙を延期した全ての団体において、平成23年11月20日までに選挙を適正に行うことができた。</p> <p>さらに、選挙公報をホームページ上に掲載できることとして通知したことで、被災地の地方選挙を始め、選挙人に対する選挙の周知・啓発の機会を拡大することができた。</p> <p>・政治資金の透明性の確保については、政治資金収支報告書の提出(公表)率は、政治団体への督促等を通じ、政治団体全体については85.3%を上回り、目標を達成することができた。政党本部及び政治資金団体については目標を達成することができ、また、国会議員関係政治団体については、目標を僅かに下回ったものの現職国会議員に係る国会議員関係政治団体については提出率(公表率)100%を確保できたことから、おおむね目標を達成することができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>各施策において、その目標はおおむね達成されており、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等が適切に運用され民主政治の健全な発達に寄与したと考える。また、今後の各施策の方針については以下のとおりである。</p> <p>社会のニーズ等や区割審議会の審議に対応するため、選挙制度等に関する調査研究・論点整理を行うことは、公職選挙法の趣旨に則った選挙制度の確立に不可欠であることから、引き続き調査研究・論点整理を行っていく必要がある。</p> <p>政治資金の透明性を確保することについては、政治団体への督促等を実施したことなどによりおおむね施策目標を達成し、一定の効果を上げていと認められる。政治資金の透明性を高めることが、政治活動の公明と公正の確保につながり、ひいては民主政治の健全な発達に寄与すると考えることから、引き続き政治資金制度の周知に努めるとともに、政治団体による政治資金収支報告書の作成・提出、総務省における形式審査・要旨公表に関する一連の事務等について、より効率的な運用方法を検討していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●衆議院選挙区画定審議会 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告を行う。 ●常時啓発のあり方等研究会 今後の常時啓発事業のあり方についての方向性を報告書として取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。 ●政治資金適正化委員会 登録政治資金監査人制度の運用に関し、政治資金監査に関する具体的な指針の作成や政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行っている。 委員長 上田 廣一 委員 小見山 満 委員 日出 雄平 委員 谷口 将紀 委員 牧之内隆久
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	管理課長 笠井 敦	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	----------------------------	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-9)

政策名 ^(※1)	政策9: 電子政府・電子自治体の推進	分野	電子政府・電子自治体			
政策の概要	国民の利便性向上や行政の効率化等を図るため、政府情報システムの刷新、ICT を活用した業務の効率化、オンラインによる行政サービスの提供、自治体クラウドの推進等の取組を実施。					
基本目標 【達成すべき目標】	ICT を活用した電子行政を推進することにより、国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	6,670,725	6,612,997	6,037,510	10,235,043
		補正予算(b)	2,221,303	-563,197	17,045	0
		繰越し等(c)	-2,281,312	2,254,191		
		合計(a+b+c)	6,610,716	8,303,991		
執行額(千円)	5,793,658	7,519,907				
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日	Ⅲ. 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 (1) ii) 行政サービスのオンライン利用に関する計画の策定 (2) オープンガバメント等の確立			
	新たなオンライン利用に関する計画	平成23年8月3日	Ⅱ オンライン利用の範囲 5 電子政府の総合窓口(e-Gov)の役割の見直し			
	電子行政推進に関する基本方針	平成23年8月3日	第4 重要施策の推進 1. 政府におけるITガバナンスの確立・強化 (1) IT投資管理の確立・強化 3. 行政サービスのオンライン利用			
	「新成長戦略」(閣議決定)	平成22年6月18日	《21 世紀日本の復活に向けた21 の国家戦略プロジェクト》 16. 情報通信技術の利活用の促進 我が国は情報通信技術の技術水準やインフラ整備では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸国に比べ遅れ、国際競争力低下の一因ともなっている。特に、今後のサービス産業の生産性向上には、情報通信技術の利活用による業務プロセスの改革が不可欠である。自治体クラウドなどを推進するとともに、週7日24 時間ワンストップで利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間(コスト)を軽減するとともに、医療、介護、教育など専門性の高い分野での徹底した利活用による生産性の向上に取り組むことが急務である。			
	「東日本大震災からの復興の基本方針」 (東日本大震災復興対策本部)	平成23年7月29日	5 復興施策 (3) 地域経済活動の再生 ⑨ 交通・物流、情報通信 (iii) 次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。			
「日本再生の基本戦略」(閣議決定)	平成23年12月24日	・被災地で新成長戦略を先進的に取り組む主な施策例 ○ 情報通信技術の活用による地域の情報化 災害に強い情報通信インフラの整備や地域クラウドの導入により、安全・快適な地域の情報化と地方自治体の業務効率化を進める。 ・各分野において当面、重点的に取り組む施策 (2) 分厚い中間層の復活(社会のフロンティアの開拓) ③ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ○ 都市・農山漁村の交流促進、地域資源の活用と域内循環等を通じた地域力の向上 クラウド等の情報通信技術の活用や、地域の自給力・創富力の向上、知の蓄積・連携等を通じた自立的な地域づくり等を進め、地域力の向上を図る。				

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
国民の利便性の向上と行政運営の合理化、効率化及び透明性の向上を図る	1 IT投資によって得られる投資対効果の状況	「政府情報システム改革検討会」等を開催し、IT投資による効果を適切に評価できる指標の在り方について検討。	「政府情報システム改革検討会」等を開催し、IT投資による効果を適切に評価できる指標の在り方について検討を進めてきたところであるが、平成24年3月に政府情報システムの改善・刷新について検討を行う場として、IT戦略本部及び行政改革実行本部の下に「政府情報システム刷新有識者会議」が設置され、同会議の議論を踏まえる必要があるため、引き続き同会議等において検討を行っている。	投資対効果の向上の推進 【23年度】
	2 新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況	費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し及び重点手続に係る業務プロセス改革について検討	新たなオンライン利用に関する計画に基づき、各府省が①費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直し②現に行われているオンライン利用を含む申請等手続に係る業務について、制度全体を視野に入れつつ、手続に係る業務フローを分析し、その手続の必要性や業務の在り方を含めた見直しを行う業務プロセス改革を推進するための「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」及び「業務プロセス改革実施要領」を内閣官房IT担当室と策定し、両取組を推進した。	・申請等手続に係る費用対効果等を踏まえたオンライン利用範囲の見直しの推進 ・オンライン重点手続に係る業務プロセス改革の推進 【23年度】
	3 電子政府の総合窓口(e-Gov)へのアクセス件数(利用件数)	2億653万件 【22年度】	2億189万件 【23年度】	2億2,000万件 【23年度】
	4 各地方公共団体における自治体クラウド導入の支援	各地方公共団体の自治体クラウド導入に資するべく、自治体クラウド推進本部有識者懇談会において、自治体クラウド導入に当たっての諸論点について議論。 【22年度】	自治体クラウド推進本部有識者懇談会において、自治体クラウド導入に当たっての課題等について議論を行い、検討結果の取りまとめを平成23年6月に公表。 【23年度】	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況の把握、情報提供、必要な助言等を行う。 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・IT投資によって得られる投資対効果については、「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定)に基づき、「政府情報システム改革検討会」等においてIT投資による効果を適切に評価できる指標の在り方について検討することにより、また、新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進については、新たなオンライン利用に関する計画に基づき、各府省が取組を実施するための「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」及び「業務プロセス改革実施要領」を内閣官房IT担当室と策定し、両取組を推進することにより、一定程度の効果を上げていると認められる。</p> <p>・e-Govへのアクセス件数について、目標のアクセス件数を達成することができなかったが、高齢者・障害者に配慮したホームページとなるようバリアフリー化(読み上げ機能への対応、色差・コントラストの不足の修正等)を推進し画面の改善を図るとともに、e-Govにパブリックコメント案件の意見受付機能を設置し、利用者からe-Govを通じて、平成24年2月に571件、同年3月に2,981件の意見が提出されるなど一定の効果を上げていると認められる。</p> <p>・クラウド導入に係る各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、自治体クラウド推進本部有識者懇談会における議論の取りまとめの公表等を実施したことにより、目標を達成することができた。</p>		
	目標期間終了時点の総括	<p>IT投資によって得られる投資対効果の状況及び新たなオンライン利用に関する計画に基づく施策の推進状況については目標を達成しており、各取組は一定の効果があったものと認められる。なお、平成24年3月に、政府情報システムの改善・刷新について検討を行う場として、IT戦略本部及び行政改革実行本部の下に「政府情報システム刷新有識者会議」が設置され、今後、同会議の議論を踏まえた検討を行い、また、新たなオンライン利用に関する計画(計画期間は23~25年度)及び「行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領」及び「業務プロセス改革実施要領」に基づく各府省の取組の進捗管理・フォローアップ等を内閣官房IT担当室と連携して行い取組の推進を図っていく。</p> <p>e-Govへのアクセス件数については、目標は達成できなかったものの、年間2億件を超えている。他方、e-Govを通じた電子申請件数が着実に伸びているほか、平成24年2月からパブリックコメント全案件の意見受付機能を設置し、国民の意見を吸い上げることにより、e-Govは着実に活用されており、今後も引き続き、利用者の利便性・満足度の向上に努める。</p> <p>なお、行政効率化支援事業については、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、eラーニング教材の一部について、内容・構成の見直しを行う等、事業の効率的な執行について検討を行う予定。</p> <p>自治体クラウド推進本部有識者懇談会での検討結果の取りまとめを公表するなど、各地方公共団体におけるクラウド導入を支援するための取組がなされていると認められる。今後、同懇談会の検討結果等を踏まえ、地方公共団体における行政運営の効率化や住民サービスの向上、災害に強い電子自治体の基盤構築を一層推進する観点から、地方公共団体における自治体クラウドの主体的な取組の障害となる事柄等について適切に対処していく必要がある。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>行政管理局において政府情報システム改革検討会を開催し、政府情報システムの改革方策について議論を行い、政府におけるITガバナンスの確立・強化に向けた提言を取りまとめるなど、外部有識者の知見を活用している。</p> <p>自治体クラウド推進本部の下に有識者懇談会を設置し、自治体クラウドの推進に当たっての課題等について議論を行い、検討結果の取りまとめを公表するなど、外部有識者の知見を活用している。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○新たなオンライン利用に関する計画(平成23年8月3日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)</p> <p>○行政手続のオンライン利用の範囲の判断に係る実施要領(平成23年8月10日 内閣官房情報通信技術(IT)担当室、総務省行政管理局)</p> <p>○業務プロセス改革実施要領(平成23年8月10日 内閣官房情報通信技術(IT)担当室、総務省行政管理局)</p> <p>○政府情報システム改革検討会(URL:http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/joho_system/index.html)</p> <p>○政府情報システム刷新有識者会議(URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/youushikisha/)</p> <p>○「新成長戦略」(平成22年6月18日 閣議決定)</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf</p> <p>○「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部)</p> <p>http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf</p> <p>○「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日 閣議決定)</p> <p>http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20111226/20111224.pdf</p>
---------------------------	---

担当部局課室名	行政管理局行政情報システム企画課、管理官、自治行政局地域情報政策室	作成責任者名	行政情報システム企画課長 橋本 敏、管理官 菅原 希 地域情報政策室長 濱島 秀夫	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	-----------------------------------	--------	--	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑩)

政策名 ^(※1)	政策10: 情報通信技術の研究開発・標準化の推進		分野	情報通信 (ICT政策)		
政策の概要	我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けて、情報通信技術の研究開発及び標準化を積極的に推進する。具体的には、国際競争力強化に資する研究開発の課題への重点化を行うとともに、中長期的な戦略「我が国の国際競争力を強化するためのICT研究開発・標準化戦略」(平成20年6月27日)、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日)等に基づく取組を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民がICTの真価を実感できるユビキタスネットワーク社会の実現に向けた情報通信技術の研究開発・標準化を推進し、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現のために必要な技術を確立する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	43,791,649	39,537,285	37,268,466	40,528,214
		補正予算(b)	22,333,949	3,019,595	22,035,271	0
		繰越し等(c)	0	12,994,657		
		合計(a+b+c)	66,125,598	55,551,537		
執行額(千円)		52,500,200	51,144,134			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	知的財産推進計画2012		平成24年5月29日	・国際標準化戦略を実行するとともに、国際標準化特定戦略分野における国際標準化活動の自立的展開に向け、進展・効果を継続的に確認する。 ・国際的な標準化機関での標準化活動への参画を促進するための財政的支援について、民間の活動状況も踏まえ、強化する。		
	第4期科学技術基本計画		平成23年8月19日	I. 基本認識 II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 III. 我が国が直面する重要課題への対応 IV. 基礎研究及び人材育成の強化 V. 社会とともに創り進める政策の展開		
	東日本大震災からの復興の基本方針		平成23年7月29日	5 復興施策		
	新成長戦略		平成22年6月18日	世界をリードするグリーン・イノベーション(環境エネルギー分野革新)やライフ・イノベーション(医療・介護分野革新)等を推進。		
	新たな情報通信技術戦略		平成22年5月11日	III. 3. 3新市場の創出と国際展開 (1) 環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現 (2) 我が国が強みを持つ情報通信技術関連の研究開発等の推進		

施策目標	測定指標	基準(値) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) ^(※2) 【年度】
国際競争力の強化及び社会 問題解決に資する研究開発 を効果的・重点的に推進 し、研究開発の成果を展開 するとともに、「グローバ ルスタンダード」策定に貢 献する	1 外部専門家による評価におい て、当初の見込みどおりかそれを 上回る成果があったと判定され た課題の割合	80% 【22年度】	88% 【23年度】	80% 【23年度】
	2 研究開発の成果に基づいた特許 登録、国際標準成立又は実用化 を達成した課題の割合	80% 【22年度】	95% 【23年度】	80% (特許出願等を実施した課題の割合) 【24年度】
		33% 【22年度】	33% 【23年度】	33% 【26年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	情報通信技術の研究開発・標準化の推進については、総務省で実施する情報通信技術の委託研究等を効果的に実施することにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	平成23年度の総務省における情報通信技術の研究開発・標準化の推進については、外部専門家の評価や研究開発成果の調査から目標値を上回ったことから、ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた取組効果が現れていることが認められる。 また、国内外の標準化動向等についての調査を行い、我が国の標準化政策の在り方の検討を行う場である情報通信審議会等に提供し、標準化重点分野の選定、我が国の標準化政策支援の在り方についての検討に活用した。加えて、本調査の成果を活用して、各分野の国内外の関係者の意見を踏まえ、我が国からの技術仕様等の提案内容を検討し、ITU等での議論に反映させることができた。 このように、施策目標の達成に向けた効果的な取組が行われていることから、引き続き、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向け、積極的に取り組むこととする。 なお、「脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発」については、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)の結果も踏まえ、引き続き、事業の評価等に留意して取り組むこととする。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p><研究開発の推進> ○情報通信技術の研究開発の評価に関する会合 本会合及びその下に設けられた評価検討会において、総務省で実施する提案公募型の委託研究の個々の研究開発事業の終了評価等を行っており、その結果を参考とした。 ○戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)における評価委員会 本評価委員会において、戦略的情報通信研究開発推進制度により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。 ○地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業(PREDICT)における評価委員会 本評価委員会において、地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業により実施される個々の研究開発事業の目標達成状況等の評価を行っており、その結果を評価書記載の参考とした。 <標準化の推進> 以下の会合において、外部構成員の意見を反映させた標準化政策を推進している。 ○情報通信分野における標準化政策検討委員会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/bunya/index.html)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○ICT重点技術の研究開発プロジェクトに関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictR-D/index.html) ○戦略的情報通信研究開発推進制度(SCOPE)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/index.html) ○ICTグリーンイノベーション推進事業(PREDICT)に関するホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/predict/) ○国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日) ○総務省情報通信研究評価実施指針(第4版)(平成21年10月)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>情報通信国際戦略局 技術政策課 他3課室 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 他3課室 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室 他2課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>情報通信国際戦略局 技術政策課長 田中 宏</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
----------------	---	---------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑪)

政策名(※1)	政策11:情報通信技術高度利活用の推進		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等により、ICTによる生産性向上・国際競争力の強化、ICTによる地域の活性化、誰もが安心してICTを利用できる環境の整備、先進的社会システムの構築を図り、ICTの高度利活用を推進することで、ユビキタスネット社会を実現する。					
基本目標【達成すべき目標】	社会・経済のICT化の推進及び安心・安全な利用環境の整備等によるICT利活用の促進により、ユビキタスネット社会を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	7,096,272	14,960,888	8,090,084	9,980,005
		補正予算(b)	23,905,838	0	5,020,654	0
		繰越し等(c)	4,871,050	17,014,306		
		合計(a+b+c)	35,873,160	31,975,194		
執行額(千円)		18,918,836	28,959,295			
政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～		平成22年6月18日	16.情報通信技術の利活用の促進 (略)特に、今後のサービス産業の生産性向上には、情報通信技術の利活用による業務プロセスの改革が不可欠である。自治体クラウドなどを推進するとともに、週7日24時間ワンストップで利用できる電子行政を実現し、国民・企業の手間(コスト)を軽減するとともに、医療、介護、教育など専門性の高い分野での徹底した利活用による生産性の向上に取り組むことが急務である。(略)		
	第178回国会における 野田内閣総理大臣所信表明演説		平成23年9月13日	昨年策定された「新成長戦略」の実現を加速するとともに、大震災後の状況を踏まえた戦略の再強化を行い、年内に日本再生の戦略をまとめます。		
	日本再生の基本戦略 ～危機の克服とフロンティアへの挑戦～		平成23年12月24日	4.新成長戦略の実行加速と強化・再設計 (1)更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓) (2)環境の変化に対応した新産業・新市場の創出 (略)少子高齢化等に対応したサービス産業の生産性向上、新産業・新市場を生み出す規制・制度改革を追求し、グリーン・イノベーションや高齢者ニーズも踏まえたライフ・イノベーション等による新たな成長産業の創出、中小企業の潜在力・経営力の強化、産学官連携による科学技術イノベーションの展開、セキュリティ強化にも十分配慮した情報通信技術の利活用等を積極的に推進するとともに、創業支援に取り組む。		

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※3) 【年度】
ASP・SaaS(※4)を安心・安全に利用できる環境を整備する	1 分野別ガイドライン等の策定	2件 【22年度】	2件 【23年度】	3件 【24年度】
IPTVに係る技術の標準化を推進することにより、多様な配信経路によるコンテンツの流通を促進する	2 放送連携サービスに係るテレビ受信機の標準技術仕様の策定及び一般公開	実証実験を行うことにより、技術の有効性の検証、課題の整理等を実施 【22年度】	平成20年度から平成22年度の実証実験の成果に基づき、一般社団法人IPTVフォーラムにおいて、放送連携サービスその他の技術仕様等を策定し、公開しているところ。 【23年度】	技術仕様の標準化を推進 【24年度】
	3 配信側のコンテンツ加工標準技術の策定及び一般公開			
遠隔教育の環境を整備することにより、高度ICT人材の育成の取組を支援する	4 高度ICT人材育成クラウドシステムの標準仕様の作成・公表	基礎的なシステムを開発し、実証実験等を実施 【21年度】	平成21年度から平成23年度まで、高等教育機関と連携して、遠隔教育システムの機能(仕様)を開発。複数の高等教育機関でのフィールド検証を通じ、異なるICT環境における本システムの有効稼働を確保。 既に、高等教育機関5機関が、本システムを導入済み。 【23年度】	遠隔教育システムの実用化を促進 【24年度】
	5 2大学を中核とする地域で標準仕様に基づくクラウドシステムの共同利用開始			
委託事業を通して得られた成果を普及することにより、ICT利活用の促進を図る	6 分野ごとの地域のICT利活用率(全国市町村のうちICT利活用を実施している市町村の割合)	7.1% 【21年度】	1.92倍 【23年度】	1.4倍 【23年度】
				倍増 【25年度】
行政業務システム連携等により、住民の利便性の向上及び行政の効率化を図る	7 行政業務システム連携や民間事業者との連携による技術的課題等の解決策の提示やインターフェース要件等の提示	官民連携について利用者ニーズ、技術的課題等の調査を実施 【22年度】	災害時の官民連携等をユースケースとした実証実験を実施し、インターフェース要件を含めて情報連携の実現に向けた課題の明確化及び解決に向けた方向性の提示。 【23年度】	インターフェース要件等の明確化 【23年度】
	8 共通企業コードを用いた行政業務システム連携を実現するに当たっての課題の抽出	「国の物品・役務入札参加資格審査手続」を対象として、登記事項証明書等の添付の省略について実証実験を実施 【22年度】	「地方公共団体(県)の物品・役務入札参加資格審査手続」及び「国の測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査手続」を対象として、納税証明書(県税)等の添付の省略について実証実験等を実施し、共通企業コードを用いた情報連携に必要な機能の検討及び課題の抽出。 【23年度】	共通企業コードを用いた情報連携に必要な機能の検討及び課題の抽出 【23年度】

字幕番組等の普及を促進する	9	対象の放送番組 ^(※) の放送時間に占める字幕放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く全ての放送番組。	77% 【20年度】	87% (※速報値→確定値 平成25年2月28日追記) 【23年度】	目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】
					100% 【29年度】
	10	対象の放送番組 ^(※) の放送時間に占める解説放送時間の割合 ※7時から24時までの間に放送される番組のうち、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組。	1% 【20年度】	4% (※速報値→確定値 平成25年2月28日追記) 【23年度】	目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】
					10% 【29年度】
ガイドライン等を作成・公表し、教育現場の実態に即したICT利活用を促進する	11	ガイドライン(手引書)等の作成・公表	公立小学校10校の実証研究の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)等を作成・公表 【22年度】	全国20校(小学校10校、中学校8校及び特別支援学校2校)の実証研究等の成果を踏まえ、教育分野におけるICT利用環境を整備するためのガイドライン(手引書)を取りまとめ、公表するとともに、全国の教育委員会宛て送付するなど、普及に向けた取組を実施。 【23年度】	ガイドライン等の普及 【23年度】
ICTによる地球温暖化対策を推進する	12	ICTによる地球温暖化対策に関するITU-T(電気通信標準化部門)の今期(21年度~24年度)標準化活動における勧告等	ITU-Tへの寄書提案に向け、CO2削減に有効なICT利活用モデルの実証実験を実施 【22年度】	ITU-Tに寄書提案を行うとともに、会合等において我が国の考え方を主張し、各国との調整等を行うことで、我が国の意見が勧告案に反映。 【23年度】	勧告化に向けた標準化活動を実施 【25年度】
	13	ITU-Tの今期研究会期(21~24年度)標準化活動における我が国側からの寄書提案数	4件 【21年度】	10件 【23年度】	20件以上 【25年度】
	14	ITS情報通信システムの活用による車両からの二酸化炭素排出量の削減効果に係る実証結果の分析	プローブ情報の活用によるCO2削減効果の検証のため、プローブ情報の収集システムに関する調査検討を行うとともに、プローブ情報を集約することによる交通渋滞削減効果の調査検討を実施 【22年度】	プローブ情報の共通化・高度化の調査を行い、スマートフォン等を活用したプローブ情報収集の高度化等によるCO2排出量削減に関する調査検討を実施。 【23年度】	20%程度削減に向けた課題の抽出 【24年度】
テレワークを推進することにより、多様な人材の社会参加を促進する	15	在宅型テレワーカー数	340万人 【21年度】	490万人 【23年度】	目標(値)に向けた着実な進捗 【23年度】
					700万人 【27年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 行政業務システム連携推進事業については、民間事業者との情報連携の実現に向けてインターフェース要件を含めた課題の明確化及び解決に向けた方向性の提示等を行ったことにより、また、共通企業コードを用いた情報連携に必要な機能の検討及び課題の抽出等を行ったことにより、目標を達成することができた。 教育現場の実態に即したICT利活用の促進(教育情報化の推進)については、全国20校の実証研究等の成果を踏まえたガイドラインを全国の教育委員会宛て送付し、普及を図るとともに、総務省ホームページにおいて公表したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> 行政業務システム連携推進事業の成果については、IT戦略本部電子行政に関するタスクフォースにおける「マイ・ポータル等における民間連携・民間活用の推進」及び「企業コードの整備・活用」に関する検討へ反映し、それぞれの取組を推進することとしている。 教育現場の実態に即したICT利活用の促進(教育情報化の推進)については、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)やこれまでの事業仕分けなどにおける意見を真摯に受け止め、文部科学省と協議した結果、今後の対応については、『ICTを活用して、21世紀にふさわしい学校教育を実現することは、我が国における重要課題であり、新成長戦略等に基づいて着実に取組を進める必要がある。』、『新成長戦略等に規定する目標達成に向けた取組については、文部科学省が主導的役割を果たし、総務省は必要な支援を行う。』、『現行の「フューチャースクール推進事業」及び「学びのイノベーション事業」については、平成25年度までで終了し、成果をガイドライン及び報告書等として取りまとめ、平成26年度以降の本格展開において最大限活用する。』を基本的な方針とすることなどとしている。 目標年度を迎えていないその他の施策についても、施策目標の達成に向けた効果的な取組が行われていることから、引き続き、基本目標の達成に向け積極的に取り組むこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	情報通信審議会等において、今後のICT利活用政策に係る基本的な考え方、実現に向けた課題及び具体的な重点事項と推進方策について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな情報技術戦略 工程表(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/) ○情報通信審議会 情報通信政策部会 新事業創出戦略委員会(第8回)(第一次取りまとめ)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/shinjigyo/02tsushin01_03000069.html) ○ICT 利活用戦略ワーキンググループ 第一次取りまとめ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000117964.pdf) ○グローバル時代におけるICT 政策に関するタスクフォース「地球的課題検討部会」(第5回)(中間取りまとめ)(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/27876_2.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	情報流通行政局 情報流通振興課 他6課室 情報通信国際戦略局 情報通信政策課 他2課室 総合通信基盤局 電気通信事業部データ通信課 他4課室	作成責任者名	情報流通行政局 情報流通振興課長 高橋 文昭	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	--	--------	---------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

※3 測定指標に対し、複数の目標年度及び目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。

※4 ASP・SaaSとは、ネットワークを通じて情報システム機能を提供するサービス、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデル。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑫)

政策名(※)	政策12: 放送分野における利用環境の整備	分野	情報通信 (ICT政策)			
政策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 放送のデジタル化の推進や、ブロードバンドの普及等に伴うメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後のデジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施する。 放送法第65条第1項の規定に基づき、NHKへ国際放送の実施を要請し、所要の交付金を交付する。 地形その他の自然的条件の特殊性に起因して、衛星放送によらなければテレビジョン放送を受信することが困難と認められる地域において、NHKの衛星放送を受信することのできる受信設備を設置する者に対し、助成金を交付する。 					
基本目標 【達成すべき目標】	放送のデジタル化の推進やメディアの多様化を踏まえ、デジタル放送完全移行後における多様な国民視聴者のニーズに応えるために必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。 また、国として必要な国際放送の実施をNHKへ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。					
政策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	/	/	3,482,831	3,460,480
		補正予算(b)			661,726	0
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)			0	0
執行額(千円)	/	/	/	/		
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
デジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な実施・見直しに当たり、必要な施策を検討・実施し、国民生活の利便性等の向上に寄与する	1 新放送法の施行及びデジタル放送完全移行下における放送分野の政策課題に関する調査・分析等の実施	調査・分析等の実施 【22年度】	新放送法の施行及びデジタル放送完全移行下における放送分野の政策課題に関する研究会(ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会等)及び調査研究(諸外国における対外情報発信戦略に関する調査研究等)を実施し、政策検討に活用。 【23年度】	調査・分析等の成果を政策へ反映 【23年度】
我が国の対外情報発信力を強化するため、映像国際放送の充実を図る	2 各国・地域の衛星放送やケーブルテレビ等を通じて簡易な方法で受信できる世帯数	約1億3,655万世帯 【22年度】	約1億5,405万世帯 【23年度】	1億3,800万世帯 【23年度】
自然的条件に起因し、NHKの地上テレビジョン放送を受信することができない地域(絶対難視地域)の情報通信格差の是正に資する	3 絶対難視地域において、NHKの衛星放送受信による難視聴対策を希望する助成対象世帯の解消	100% 【22年度】	100% 【23年度】	測定指標に該当する世帯の難視聴解消(100%) 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 放送政策の推進については、調査・分析等を実施し、結果を放送法制の円滑な実施・見直しに活用したことにより、目標を達成することができた。 国際放送の強化については、視聴可能世帯の拡大に向け、着実に受信環境の整備を実施したことにより、目標を達成することができた。 衛星放送受信対策事業については、助成希望のあった全ての世帯(2件)に対し助成を実施したことにより、目標を達成することができた。 なお、当該事業は、所要の目的を達成したため、平成23年度に終了した。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> 放送政策の推進及び国際放送の強化については、上述のとおり、施策目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められる。 また、衛星放送受信対策事業については、ピーク時には3,883世帯(平成11年度)に対し助成を実施するなど、これまでに28,000を超える世帯に対し助成を実施してきたが、難視聴解消が進捗し、近年は事業実施件数も減少傾向にあった。平成22年度の財務省による執行調査において、本事業については、「事業の大幅な縮小を図ったうえで、将来的な事業の廃止を含めて見直すべき」との評価が示されており、その結果を受けた平成23年度は、地上アナログテレビジョン放送終了に際し、対応が必要となる世帯の発生を勘案した上で、助成の対象となり得る世帯数を最大750世帯程度と見込み、事業を実施したが、その結果2件の応募にとどまり、本事業の役割はほぼ終了したものと判断し、平成23年度をもって終了することとした。 引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。

学識経験を有する者の知見の活用 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」において、ラジオの将来に関する議論、デジタルラジオの在り方に関する議論、V-Lowマルチメディア放送の在り方に関する議論など、デジタル時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な実施・見直し等に関するテーマについて御議論いただき、各テーマに対する御提言をいただくとともに、関係者の共通認識や知識基盤を形成していく必要性等についても有意な課題という認識が示された。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 -

担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他4課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 吉田 真人	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	------------------	--------	--------------------	----------	---------

※ 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑬)

政策名 ^(※1)	政策13:情報通信技術利用環境の整備	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	超高速ブロードバンド利活用基盤の整備の推進や、電気通信事業における公正競争ルールの整備により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進する。また、インターネット上における児童ポルノ等の違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進やネットワークセキュリティの高度化等の推進により、安心・安全なインターネット環境の整備を図る。これらにより、情報通信技術に係る利用環境整備を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争の促進を図り、ICT利用者の利便性向上を実現するほか、情報セキュリティの強化等を推進することにより、安心・安全なインターネット環境を実現する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	1,219,874	1,303,638	3,566,265	3,724,819
		補正予算(b)	89,901	0	1,569,478	0
		繰越し等(c)	0	-15,461		
		合計(a+b+c)	1,309,775	1,288,177		
執行額(千円)		1,162,970	1,144,768			
政策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	「新成長戦略」	平成22年6月18日	「光の道」構想(2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスの利用)を実現の目標とし、速やかに必要な具体的措置を確定した上で、所要の法案等を提出する。			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
利活用の基盤となるインフラ整備の促進により、超高速ブロードバンドの利活用向上を実現する	1 ・超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ・超高速ブロードバンドサービスの利用率	・92.7%(カバー率) ・約38%(利用率) 【22年度】	・97.3%(カバー率) ・約45%(利用率) 【23年度】 <small>(※カバー率のみ H23.9時点→H24.3時点 平成25年2月28日追記)</small>	・1%程度増加(カバー率) ・10%程度増加(利用率) 【23年度】
電気通信市場動向等の調査研究を行い、その結果を公正競争ルールの整備に活用することにより、一層の公正競争環境を実現する	2 電気通信市場動向等の調査等による競争状況の評価及び省令改正等の実施	電気通信分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【22年度】	・外部有識者から構成される「競争評価アドバイザリーボード」を開催し、調査研究によって得たデータを基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ、公表を実施。 ・また、電気通信分野における料金算定等や電気通信番号利用等に関し、情報通信審議会や研究会等において検討を行うための基礎資料として活用するとともに、得られた結果を踏まえ、省令改正等を実施。 【23年度】	電気通信事業分野における競争状況の評価の実施及び省令改正等の検討 【23年度】
東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを踏まえ、緊急事態における通信手段の確保を実現する	3 緊急事態における通信手段の確保に向けた必要な措置(例えば、国による基準の見直し、事業者への要請等)の実施	緊急事態における通信手段の確保に向けた必要な措置の検討 【22年度】	・平成23年4月より「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年12月に最終取りまとめを公表。最終取りまとめのアクションプランに基づき、国、各事業者等において所要の取組を順次実施。 ・また、検討会での議論を踏まえ、電気通信設備の安全・信頼性基準の見直しを実施。 【23年度】	適切な実施 【23年度】
迷惑メール対策を強化することで、安心・安全なインターネット環境を実現する	4 特定電子メール法に基づく迷惑メール対策の措置件数	・警告メールの発出 6,191通 ・報告徴収 49件 ・行政処分(措置命令) 7件 【22年度】	・警告メールの発出 5,025通 ・報告徴収 50件 ・行政処分(措置命令) 10件 以上のとおり、行政処分等、特定電子メール法に基づく措置を適切に実施。 【23年度】	行政指導等の適切な実施 【23年度】
児童ポルノブロッキング対策及び事業者等によるインターネット上の違法・有害情報への適切な対応により、安心・安全なインターネット環境を実現する	5 「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」による技術的課題の分析、インターネット上の違法・有害情報に関する相談業務の着実な実施等	相談件数:1,345件 【22年度】	相談件数:2,703件 以上のとおり、相談業務等を適切に実施。 【23年度】	適切な実施 【23年度】

インターネットのIPv6対応促進により、インターネットとその利用の安定的な発展を確保する	6	IPv6インターネット接続サービスを提供するインターネット接続事業者数	18社 【22年度】	41社 【23年度】	40社 【23年度】
情報セキュリティマネジメントの高度化による情報セキュリティの向上を実現する	7	情報セキュリティマネジメントの高度化に係る国際標準化の提案	ガイドラインの高度化に係る基本的な調査を実施 【22年度】	電気通信事業分野における情報セキュリティマネジメントシステムの高度化に関する検討を行い、ITU-T SG17に標準化に資する提案を実施。 【23年度】	ガイドラインの国際標準化に資する提案の実施 【23年度】
電子署名に関する調査研究を実施することにより、認証制度の安全性・信頼性の向上を実現する	8	電子署名法に基づく技術動向調査による技術評価レポートの公表	電子署名に関する調査研究の実施 【22年度】	電子署名に関する調査を実施するとともに、セミナーを開催し、技術の最新動向について周知・広報を実施。 【23年度】	技術評価レポートの公表 【23年度】
「マルウェア配布等危害サイト回避システム」により、安全なインターネット利用環境の整備を実現する	9	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の実証実験の実施による運用スキーム(ガイドライン)の策定	「マルウェア配布等危害サイト回避システム」の小規模な試用版を構築し、機能検証を実施 【22年度】	同システムを構築し、実証実験を実施。また、同システムの効果的・安定的な運用のため、技術面、利活用面等における課題の整理、検討を実施し、報告書として取りまとめ。 【23年度】	同システムの構築及び効果的・安定的な運用に関する運用スキーム等(ガイドライン)の策定 【23年度】
特定無線設備等に係る市場調査やMRA研修会等による基準認証制度の適正・健全な運用を確保する	10	・市場調査を行う機器台数 ・MRA国際研修会の参加者数	・50台(機器台数) ・80人(参加者数) 【22年度】	・83台(機器台数) ・93人(参加者数) 【23年度】	・50台(機器台数) ・80人(参加者数) 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業における公正競争ルールの整備に資する調査研究の実施等については、「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ、公表したほか、電気通信分野における料金算定等や電気通信番号利用等に係る必要な省令改正等を実施したことにより、目標を達成することができた。 ・緊急事態における通信手段の確保の実現については、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、アクションプランを取りまとめた。また、電気通信設備の安全・信頼性基準の見直しを実施したことにより、目標を達成することができた。 ・電気通信分野の消費者行政の推進については、迷惑メール対策について、行政指導や行政処分などを実施し、より一層の法の実効性を強化するとともに、国際連携について一層の強化を図った。また、違法・有害情報対策については、中小プロバイダ、学校関係者、一般利用者等からの相談業務を着実に実施したことにより、目標を達成することができた。 ・インターネットの高度化については、IPv6対応を促進するため総務省ではIPv6研究会を開催し、平成23年12月に「第3次報告書」を取りまとめた。これにより通信事業者の積極的な取組に寄与し、目標を達成することができた。 ・情報セキュリティの強化については、ITU-T SG17に標準化に資する提案を行ったことにより、目標を達成することができた。 ・基準認証制度の推進については、特定無線設備等の市場調査及びMRA国際研修会を実施したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>上述のとおり、電気通信事業における公正競争ルールの整備や緊急事態における通信手段の確保の実現等により、ICT利用者の利便性向上を促進し、また、違法・有害情報及び迷惑メールの問題解決に向けた対策の促進等により、安心・安全なインターネット環境の整備を図るなど、施策目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められる。</p> <p>引き続き、基本目標の達成に向け、積極的に取り組むこととする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	電気通信市場の動向調査については、学識経験者で構成された「競争評価アドバイザーボード」を開催し、調査研究のデータを基に電気通信事業分野における競争状況等について議論していただき、その結果を今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」の公表(平成23年9月7日) (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_01000030.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田博史	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	--	--------	--------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-14)

政策名(※1)	政策14:電波利用料財源電波監視等の実施	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。 また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを行っているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。					
基本目標【達成すべき目標】	電波監視等無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進することにより、電波の適正な利用を確保する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	68,554,553	62,186,285	71,825,028	67,900,036
		補正予算(b)	24,436,113	8,696,868	-4,068	0
		繰越し等(c)	2,917,964	24,651,591		
		合計(a+b+c)	95,908,630	95,534,744		
執行額(千円)		60,189,123	68,273,963			
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
電波監視業務の実施により、電波利用の適正化及び良好な電波利用環境の維持を図る	1 重要無線通信妨害への措置率	100% 〔申告数:689件 措置数:689件〕 【22年度】	100% 〔申告数:501件 措置数:501件〕 【23年度】	100% 【23年度】
電波が人体等に与える影響を科学的に検証することにより、安心して安全に電波を利用できる環境を整備する	2 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定された課題の割合	80% 【22年度】	100% 【23年度】	80% 【23年度】
電波の能率的かつ安全な利用の確保に関する説明会等を実施することにより、リテラシーの向上を図る	3 電波の能率的な利用や安全性に関する全国各地での説明会・周知啓発活動の開催回数	16回 【22年度】	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上、全国で22回開催 【23年度】	電波の安全性に関する説明会を各地方局で1回以上かつ全国で16回以上開催 【23年度】
無線局監理事務の迅速化・効率化により、電波の利用者への行政サービスの向上を図る	4 総合無線局監理システムで監理する無線局数とシステム稼働率(計画停止を除く)	99%以上 【22年度】	99%以上 【23年度】	無線局数の増加に影響されることなく99%以上確保(システム稼働率) 【23年度】
	5 電子申請率(無線局免許申請及び無線局再免許申請の合計値)	50% 【22年度】	57.0% 【23年度】	60% 【23年度】
周波数の効率利用技術等の開発による電波資源の拡大により、新たな周波数需要に対応する	6 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究開発成果があったと判定された課題の割合	80% 【22年度】	100% 【23年度】	80% 【23年度】
周波数の逼迫により生じる混信・輻輳の解消又は軽減することにより、電波の有効利用を促進する	7 外部専門家による評価において、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定された課題の割合	80% 【22年度】	100% 【23年度】	80% 【23年度】
条件不利地域等における電波の有効利用を促進することにより、電波の適正な利用を確保する	8 携帯電話等エリア整備事業により実施された補助件数	191件 【22年度】	173件 【23年度】	172件 【23年度】
	9 地上デジタル放送への完全移行(地上アナログ放送終了)	地上デジタル放送への完全移行に向けた事業(受信相談業務等)等の実施 【22年度】	地上デジタル放送への完全移行 【23年度】	(岩手県、宮城県及び福島県を除く都道府県) 平成23年7月24日 【23年度】 (上記3県) 平成24年3月31日 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 電波監視業務の実施については、電波監視施設の有効活用、重要無線通信免許人との連携強化などを図り、重要無線通信妨害の迅速な措置に取り組み、目標を達成することができた。 電波の安全性に関する調査等については、電波が人体等に与える影響を科学的に検証するため、疫学調査、動物実験、細胞実験、評価技術の開発等を行った。研究成果に対する外部専門家による評価結果は、全ての研究において、当初の見込みどおりかそれを上回る研究成果があったと判定されており、目標を達成することができた。 周波数使用等に関するリテラシーの向上については、電波の安全性に関する説明会を全国で22回開催し、目標を達成することができた。 総合無線局監視システムの構築と運用について、システム運用は高いシステム稼働率を持続できた。一方、電子申請率については、基地局、陸上移動局など電子申請率が高い無線局種の再免許申請が前年度に比べて減少したことなどにより、目標を達成することができなかった。 電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務については、外部専門家による評価の結果、平成23年度の全ての終了案件について、当初の見込みどおりかそれを上回る成果があったと判定されており、目標を達成することができた。 無線システム普及支援事業・遮へいについては、携帯電話の不感地域を縮小するために173件の補助金の交付決定を実施したことにより、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>上述のとおり、電波監視業務の実施、電波資源拡大のための研究開発及び周波数逼迫対策技術試験事務等の施策について、施策目標の達成に向けて着実な成果を上げるなど、電波の適正な利用の確保のために電波利用共益事務は確実に実施されており、本政策は効果を上げているものと認められる。</p> <p>なお、平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)の結果を踏まえ、携帯電話等エリア整備事業は補助事業の在り方について、地上デジタル放送への完全移行に向けた事業は事業の効率的な執行等について検討を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>総務副大臣が主催する「電波有効利用の促進に関する検討会」(平成24年4月11日開催～)において電波利用料制度の在り方について御議論いただいている。</p> <p>「電波有効利用の促進に関する検討会」構成員(五十音順、敬称略)</p> <p>岩瀬 大輔 ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長</p> <p>木村 たま代 主婦連合会</p> <p>清原 聖子 明治大学情報コミュニケーション学部准教授</p> <p>熊谷 博 独立行政法人情報通信研究機構理事</p> <p>関口 博正 神奈川大学経営学部准教授</p> <p>高畑 文雄 早稲田大学理工学術院教授</p> <p>丹 康雄 北陸先端科学技術大学院大学情報科学研究科教授</p> <p>土居 範久 中央大学研究開発機構教授</p> <p>土井 美和子 株式会社東芝研究開発センター首席技監</p> <p>服部 武 上智大学理工学部客員教授</p> <p>林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科准教授</p> <p>藤原 洋 株式会社インターネット総合研究所代表取締役所長</p> <p>水越 尚子 エンデバー法律事務所 弁護士</p> <p>森川 博之 東京大学先端科学技術研究センター教授</p> <p>湧口 清隆 相模女子大学人間社会学部教授</p> <p>横澤 誠 株式会社野村総合研究所上席研究員</p> <p>吉川 尚宏 A.T.カーニー株式会社プリンシパル</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○電波有効利用の促進に関する検討会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/denpa_riyou/index.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室	作成責任者名	総合通信基盤局 電波部 電波政策課 電波利用料企画室長 萩原 直彦	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	-------------------------------	--------	---	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑮)

政策名(※)	政策15:ICT分野における国際戦略の推進		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互惠関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	3,623,613	3,955,984	2,880,489	2,868,287
		補正予算(b)	2,839,283	0	0	0
		繰越し等(c)	0	997,876		
		合計(a+b+c)	6,462,896	4,953,860		
執行額(千円)		5,148,860	4,705,443			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	新成長戦略		平成22年6月18日	第3章 強みを活かす成長分野(3)アジア経済戦略 成長を支えるプラットフォーム(5)科学・技術・情報通信立国戦略		
	新たな情報通信技術戦略		平成22年5月11日	II. 3つの柱と目標 3. 新市場の創出と国際展開		
	新たな情報通信技術戦略 工程表		平成22年6月22日 (平成23年8月3日改訂)	3. 新市場の創出と国際展開 (1)環境技術と情報通信技術の融合による低炭素社会の実現研究開発等の推進 (5)オールジャパンの体制整備による国際標準の獲得・展開及び輸出・投資の促進		
	日本再生の基本戦略		平成23年12月24日	4.新成長戦略の実行加速と強化・再設計 (1)更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓) (3)世界における日本のプレゼンス(存在感)の強化		

施策目標	測定指標		基準(値) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する	1	二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	7回 【22年度】	日本とASEAN加盟10カ国の情報通信担当大臣等が参加し、日本が表明した「ASEANスマートネットワーク構想」がASEAN各国の支持を得た日ASEAN情報通信大臣級会合等、計35回実施。 【23年度】	日ASEAN情報通信大臣会合などの国際会議への参画及び第3回日印ICT成長戦略委員会などの二国間での意見交換の実施(7回程度) 【23年度】
	2	ICT分野に関する途上国との協力関係構築状況	7カ国 【22年度】	38カ国 【23年度】	7カ国以上 【23年度】
	3	ICT分野に関する人材育成セミナー等の受講者数	100人 【22年度】	225人 【23年度】	100人以上 【23年度】
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献する	4	海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣等の実施状況	・4回程度(セミナー等) ・3回程度(派遣等) 【22年度】	・9回(セミナー等) ・6回(派遣等) 【23年度】	・4回程度(セミナー等) ・3回程度(派遣等) 【23年度】
	5	ICT海外展開の推進の実施状況	政府のパッケージ型インフラ海外展開の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進 【21年度】	相手国においてモデルシステムの構築・運営を8件実施する等、実証実験を行ったほか、海外要人招聘、関連調査等の海外普及支援活動を実施。 【23年度】	国際展開に関する戦略等を踏まえて案件を決定し、モデルシステムの構築・運営を実施し国際展開を推進 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進については、国際会議への参画や意見交換の実施、途上国との協力関係の構築及び人材育成セミナー等を実施したことにより、目標を達成することができた。 ・ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進については、海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団派遣及び相手国においてモデルシステムの構築・運営を実施したことにより、目標を達成することができた。
政策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	<p>二国間及び多国間協議等への積極的な参画を行うことにより、例えば日米ICT通商原則の策定（平成24年1月27日）やインターネットエコノミーに関する日米の政策合意（平成24年3月23日）等、ICT先進国である米国や欧州等を始めとした各国との間で、ICT分野における連携を強化するとともに、成長著しい中国、南米諸国、ASEAN諸国等のICT分野に関する途上国との協力を推進する枠組みへの合意等により協力関係を構築した。また、国際的なデジタルディバイドの解消に資するICT分野に関する人材育成セミナー等の開催や国際機関等への貢献等を着実に実施していることから、国際的な課題を解決するための協調及び貢献を推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。これらの取組については、今後も引き続き積極的な参画を行い、国際的な課題解決のための協調及び貢献に取り組んでいく必要があるが、その実施に当たっては、我が国の成長分野であるICT産業の海外展開が喫緊の課題となっていることも踏まえ、戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>また、政府のパッケージ型インフラ海外展開の方針を踏まえた相手国におけるモデルシステムの構築・運営の戦略的な実施や海外におけるセミナー・シンポジウムの開催、ミッション団の派遣等の実施等は、我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進し、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献しているものと評価できる。引き続き更なる成果を上げるべく、今後もこれらの施策を着実に展開していく必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会（平成23年7月） 日本の優れたICTをグローバル展開するための具体的な施策展開を検討するためICTグローバル展開に向けた国の役割、グローバル展開可能なICTプロジェクトの案件形成の在り方等についての議論が平成23年1月から開始され、同年7月に最終報告書を取りまとめた。最終報告書においては、ICT産業のグローバル展開について、我が国企業の積極的な海外展開を図るために、政府間の情報交換や協調体制の構築が有効であり、官民一体となった取組の推進を提言している。</p> <p>○情報通信審議会 情報通信政策部会 基本戦略ボード（平成23年11月～） 国際動向や我が国の置かれている現状等を踏まえ、新たなICT総合戦略の策定に向けた議論が平成23年11月から開始され、『「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」』（平成23年2月10日付け諮問第17号）答申～Active Japan ICT戦略～』において、グローバルな動向、我が国を取り巻く状況、ICTのトレンド等を踏まえて、崖っぷち日本からの脱出のために、人と情報が集積し、イノベーションが作り出される環境の整備を行うことが重要であり、これらを実現する新しいICT総合的展開方策を推進することにより、2020年に「情報資源を利活用した国際競争力あるアクティブな日本（Active Japan ICT）」の実現を目指すことが重要であると結論付けた。</p> <p>○ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会（平成24年7月） 我が国の成長を牽引するICTを活用した新たな街づくりの在り方、その実現に向けた推進方策やグローバル展開方策について平成23年12月から議論が行われ、2015年頃までに「ICTスマートタウン」の先行モデルを実現し、2020年頃に向けて、その国内外への展開を積極的に図るため、2012年度から早急に取り組むべき総合展開方策として、「ICTスマートタウン」の実現に向けたロードマップの策定等について提言している。上記提言等を本評価書の策定に当たって参考とした。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日）（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/100511honbun.pdf） ○新成長戦略（平成22年6月18日）（http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf） ○ICTグローバル展開の在り方に関する懇談会 報告書（平成23年7月）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000122599.pdf） ○新たな情報通信技術戦略 工程表（平成22年6月22日 平成23年8月3日改訂）（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/110803_koutei.pdf） ○日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～（平成24年7月31日）（http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20120731/20120731.pdf） ○「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」（平成23年2月10日付け諮問第17号）答申～Active Japan ICT戦略～（平成24年7月25日）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000169616.pdf） ○ICTを活用した街づくりとグローバル展開に関する懇談会 報告書～「ICTスマートタウン」の実現に向けて～（平成24年7月4日）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000166764.pdf）
---------------------------	--

担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 仲矢 徹	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	----------------------	--------	-----------------------	----------	---------

※ 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑩)

政策名 ^(※1)	政策16: 郵政行政の推進(郵政改革の円滑な推進)	分野	郵政行政			
政策の概要	郵政改革を円滑に推進するために必要な制度整備を図るとともに、日本郵政グループ各社等に対する必要な監督業務(命令、報告等)を行う。信書便事業については、新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を推進する。さらに、国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化のため、万国郵便連合(UPU)等の議論に我が国政策を反映させていくために人的貢献や財政的貢献を継続的に行う。特に、UPU大会議(4年に1度開催)、アジア=太平洋郵便連合(APPU)大会議(4年に1度開催)においては、各種議案の審議に積極的に参画しつつ我が国提出の議案の採択に努めるほか、参加各国と意見・情報交換を行うなどし、相互の理解を深める。					
基本目標 【達成すべき目標】	郵政改革を円滑に推進することにより、現在の郵政民営化が有している諸問題を解決し、国民の権利として郵政事業に係る基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により利用できることを確保するほか、国際分野においては、多国間・二国間協議・協調等を通じ、新たな制度環境整備への取組等、積極的な対応を推進することにより、利用者利便の向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	439,176	413,549	413,116	421,320
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	439,176	413,549		
執行額(千円)		379,799	339,360			
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	第180回国会(常会)における総務大臣所信 表明	(衆議院総務委員会) 平成24年2月28日 (参議院総務委員会) 平成24年3月15日	郵政民営化法が施行され4年が経過し、現行法の評価すべき点、課題とすべき点が明らかになってきました。郵便・貯金・保険は、国民生活に不可欠なサービスであり、今後も、全国津々浦々に設置された郵便局が、国民生活の確保や地域社会の活性化等に貢献できるよう見直しを行うことが必要であります。(略)			
	第180回国会(常会)における自見郵政改革 担当大臣所信表明	(参議院総務委員会) 平成24年3月15日	郵政事業に関する法制度面の結論を早期に得て、グループ各社が経営やサービス向上にまい進できる環境を整えること、良質のサービスが被災地も含め、将来にわたり全国で提供されるようにすることが重要です。(略)			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値)又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
「郵政改革の基本方針」を踏まえ、郵政改革法案を成立させ、その後、政省令の制定など、郵政改革に必要な制度整備を確実に図る。また、日本郵政グループの健全な業務運営、事業展開を確保することにより、利用者利便の向上を図る。また、郵政事業の東日本大震災からの速やかな復旧・復興を支援する	1 郵政改革に必要な制度整備の確実な実施	郵政改革法案については、第177回国会(常会)において継続審議中 【22年度】	継続審議となっていた政府提出の郵政改革関連法案は平成24年3月30日の衆議院本会議において撤回了承され、同日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」(衆法第6号)が衆議院へ提出された。(なお、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成24年法律第30号)が、5月8日公布。) 【23年度】	確実な実施 【23年度】
	2 日本郵政グループの健全な業務運営等	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局数 直営局 20,233局 簡易局 4,296局 送達日数(22年度通期) 達成率(全国平均) 98.5%(前期比±0%) 金融サービスを提供している局数 20,635局 【22年度】	<ul style="list-style-type: none"> 郵便局数 直営局 20,217局 簡易局 4,297局 送達日数(23年度通期) 達成率(全国平均) 98.6%(前期比+0.1%) 金融サービスを提供している局数 20,604局 【23年度】	サービス水準の維持 【23年度】
		営業停止局(震災直後(23.3.14)時点) 583局 (東北3県全局の53%相当) 【22年度】	営業停止局 81局(うち簡易局28局) (うち警戒区域及び計画的避難区域内25局(うち簡易局7局)) 【23年度】	郵便局ネットワークの復旧・復興 【23年度】
	3 信書便事業への新規参入	346者 【22年度】	374者 【23年度】	信書便事業者数の増 【23年度】
万国郵便連合(UPU)における環境対策の強化や条約の法的安定性の確保により、利用者利便の向上を図る	4 UPU活動への人的貢献(職員の派遣数)	2名 【22年度】	2名 【23年度】	前年度実績値の維持 【23年度】
	5 UPU活動への財政的貢献(分担金)	2,124千スイスフラン(186,969千円) 【22年度】	2,202千スイスフラン(187,200千円) 【23年度】	前年度実績値の維持 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政グループの健全な業務運営等の確保については、日本郵政株式会社等の事業計画の認可や同社等に対する報告徴求等を通じて、同社等の健全な経営の確保等に努め、目標を達成することができた。 ・信書便事業への参入については、説明会や申請相談を通じて全国各地域で特定信書便事業者の増加に努め、目標を達成することができた。 ・UPU活動については、UPUに対し、分担金の拠出を行い加盟国の義務を果たすとともに、職員の派遣も引き続き行い、UPUにおける我が国のプレゼンス向上に努めるなど、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は、東日本大震災により日本郵政グループ各社も被害を受けた中において、郵政事業の基本的サービスが郵便局で一体的に利用できるよう、ネットワークを維持するよう指導・監督を行った。平成24年度も引き続き、日本郵政グループにおいて被災者のニーズを的確に把握し郵便局におけるサービスの正常化等が行われるよう必要な監督業務を行う。 ・日本郵政株式会社等が提供するサービスについて前年度の水準を維持させることができた。今後は改正郵政民営化法の施行に向け、必要な施策を確実に実施するとともに、日本郵政株式会社等に対する認可・報告徴求等の監督業務を通じて、同社等の健全な経営、業務運営、事業展開の確保に努める。 ・信書便事業については、今後も市場の拡大が見込まれることから、参入事業者の更なる増加に向けて引き続き周知広報活動等に努める。 ・UPUへの人的・財政的貢献を引き続き行うとともに、UPU等の各種会議に積極的に参画し、我が国の利用者利便に資する政策の推進に努める。 ・このように、施策目標の達成に向けた効果的な取組が行われていることから、引き続き、基本目標の達成に向け積極的に取り組むこととする。

学識経験を有する者の知見の活用	情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会における各委員の意見を本評価書の策定に当たって参考とした。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ○郵政改革 (http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/youseikaikaku/index.html) ○第176国会提出の郵政改革関連法案及び第180回国会提出の郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案の審議状況 (http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm) ○日本郵政株式会社等の平成23事業年度事業計画の認可等 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu13_01000002.html) ○信書便事業者一覧 (http://www.soumu.go.jp/yusei/tokutei_g.html)
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課 他6課室	作成責任者名	情報流通行政局 郵政行政部 企画課長 佐々木 祐二	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	---------------------------	--------	---------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-17)

政策名 ^(※1)	政策17:一般戦災死没者追悼等の事業の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	戦災に関する展示会の開催など、先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災について次の世代に伝えていく。 平和祈念資料の展示会等を実施し、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦について、継承していく。					
基本目標 【達成すべき目標】	先の大戦における一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくとともに、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の方々の労苦継承を推進する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	380,152	713,128	894,940	756,893
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	380,152	713,128		
執行額(千円)		327,116	540,499			
政策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	—	—	—			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくこと	1 戦災に関する展示会の来場者数	1,197名 【22年度】	1,271名 【23年度】	1,200名 【23年度】 過去5年間(平成18年度～22年度)の平均値1,034名を基準として設定
兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承すること	2 平和祈念資料の展示会等の来場者数	14,750名 【22年度】 (平成22年10月～平成23年3月)	59,363名 【23年度】	50,000名 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>一般戦災死没者の追悼に資するため、一般戦災について次の世代に伝えていくことについては、測定指標である戦災に関する展示会の来場者数について、開催地の地元テレビ、ラジオ、新聞の取材対応やポスター、チラシの作成、配布などの広報を実施したことにより、目標を達成することができた。</p> <p>兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦を継承することについては、測定指標である平和祈念資料展示会等の来場者数について、普及活動の充実の他、実物資料に触れるなど直接学習の機会を提供する試みをしたことにより、目標を達成することができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>先の大戦において空襲等の犠牲となった方々に対し追悼の意を表す事業を継続し、一般戦災について次の世代に伝えていくことについては、戦災に関する展示会を通して、来場者に戦災の事実を伝えたことにより、一定の効果が得られた。 今後も、一般戦災死没者の追悼に資するため、展示会の実施等により、一般戦災について次の世代に伝えていくことが必要である。</p> <p>兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦継承を推進していくことについては、平和祈念資料の展示会等へ来場していただき、実物資料に触れるなどの直接学習の機会を提供したことで、一定の効果は得られた。 広報予算が半減となり、今後は、来場者数が減少していくことが考えられるが、展示会の実施等により、兵士、戦後強制抑留者及び引揚者の労苦継承を推進していくことが必要である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平和祈念資料の展示会等を開催するに当たり、実施内容の適切性を確保し、効果的・効率的な運営を行うための有識者会議(平和祈念事業アドバイザーボード)を開催し、当該事業内容について、点検や助言を受け、事業内容を逐次改善。平成24年2月開催時には、常設展(展示資料)の見直し(リニューアル)について御意見を頂いたことから、施策目標を踏まえた常設展の展示物の入れ替え等を実施する予定。 また、平成24年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から、目標(値)の設定根拠について御意見をいただき、評価書に反映。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局課室名	大臣官房総務課管理室、特別基金事業推進室	作成責任者名	総務課管理室・特別基金事業推進室室長 北原 久	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	----------------------	--------	-------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-18)

政策名 ^(※1)	政策18: 恩給行政の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	747,029,134	678,344,418	611,853,598	543,725,205
		補正予算(b)	-53,609	0	-489	0
		繰越し等(c)	1,502,092	690,363		
		合計(a+b+c)	748,477,617	679,034,781		
執行額(千円)		742,114,025	675,411,043			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	-	-	-			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
恩給請求について、未処理 案件比率の低下に努めるこ とを通じ、受給者等に対す るサービスの向上を図る	1 年度末における請求未処理案件 比率(年度末における残件数/ 月間平均処理件数)	0.59か月分 (19~22年度の平均値) 【19~22年度】	0.41か月分 【23年度】	0.5か月分未満 【23年度】
相談対応の充実による恩給 相談電話混雑率の低下、相 談者の満足度の向上に努め ることを通じ、受給者等 に対するサービスの向上を図 る	2 恩給相談電話混雑率	23.9% (19~22年度の平均値) 【19~22年度】	13.6% 【23年度】	20%以下 【23年度】
	3 恩給相談者(来訪者)の満足度・ 納得度	96.6% (20~22年度の平均値、 各年度とも全来訪者を対 象とした記入式アンケー トにより計測) 【20~22年度】	98.7% (全来訪者を対象とした 記入式アンケートにより計測) 【23年度】	96.1%以上 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・恩給請求については、適正な要員の配置、業務・システム最適化による恩給申請処理の迅速化を図ったこと等により、年度末における請求件数未処理案件比率が0.41か月分となり、目標を達成することができた。 ・相談対応については、電話相談が集中する時間帯における恩給相談担当職員(再任用短時間勤務職員)の重点配置、全受給者宛の通知文の分散発送等の工夫により、恩給電話相談混雑率は、13.6%となり、目標を達成することができた。また、恩給相談者に対する的確な相談対応等により、恩給相談者の満足度・納得度は98.7%となり、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>恩給請求の迅速な処理、恩給相談対応の充実等を行うことにより、恩給受給者等に対するサービスの向上に関する3つの測定指標の全てについて目標を達成できており、全体として目標達成に向けた着実な取組がなされている。</p> <p>今後も引き続き、恩給受給者等に対するサービスの一層の向上に努める必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見 の活用	平成24年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から、恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度は測定方法を簡潔に記載すべきとの御意見をいただき、評価書に反映させた。
---------------------	---

政策評価を行う過程におい て使用した資料その他の情 報	恩給統計(平成23年3月末現在)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000093135.pdf)
-----------------------------------	---

担当部局課室名	人事・恩給局恩給企画課、恩給審査課、恩給業務課	作成責任者名	人事・恩給局恩給企画課長 渡邊 清	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	-------------------------	--------	----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-⑨)

政策名 ^(※1)	政策19: 公的統計の体系的な整備・提供				分野	国民生活と安心・安全
政策の概要	・平成21年4月に全面施行された統計法(平成19年法律第53号)の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下「基本計画」という。)に掲げられた施策を着実に推進・実現することで、公的統計を体系的かつ効率的に整備し、統計調査の量的・質的内容の向上を図る。 ・統計制度の企画・立案、基準の設定及び調整並びに社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計の作成を行う。 ・統計ユーザーの利便向上に対応する統計情報の的確な提供を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	国民・企業等の様々な意思決定のための「社会の情報基盤」として、必要不可欠な公的統計を体系的かつ効率的に整備した上で、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与する。					
政策の予算額・執行額等	区 分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	27,434,348	82,844,750	26,941,049	23,840,137
		補正予算(b)	-581,982	0	-54,309	0
		繰越し等(c)	0	-4,033		
		合計(a+b+c)	26,852,366	82,840,717		
執行額(千円)		26,205,118	81,440,440			
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	—		—	—		

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
統計を、国民全体が広く活用できるように体系的・効率的に整備し、より一層国民に有効に活用されるものにする	1 平成23年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供を実施する統計調査	24調査 【22年度】	29調査 【23年度】	25調査以上 【23年度】
	2 平成23年度中にオーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数	50件 【22年度】	43件 【23年度】	63件以上(22年度実績の2割増以上) 【23年度】
	3 事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置の実施率	78.8% 【22年度】	92.2% 【23年度】	85%以上 【23年度】
	4 事業所・企業を対象とする調査に関する履歴登録措置の実施率	74.1% 【22年度】	84.9% 【23年度】	85%以上 【23年度】
社会経済情勢を把握するための基本的かつ重要な統計を確実に作成し、国民に提供する	5 経済・社会の環境変化に対応した統計調査を確実に実施し、平成23年度中に公表が予定されている統計データを遅滞なく公表しているか	100% 【22年度】	100% 【23年度】	100% 【23年度】
	6 東日本大震災の被災自治体(岩手県・宮城県・福島県)における国勢調査結果(人口等基本集計)の早期集計・公表	—	平成23年7月27日公表 【23年度】	7月末 【23年度】
統計情報を的確に提供することにより統計利用者の利便性の向上を図る	7 統計局所管統計調査について主要5紙(朝日、読売、毎日、日経、産経)に掲載された記事数	400件程度 【22年度】	512件 【23年度】	年間400件以上 【23年度】
	8 統計局所管統計調査結果について各府省の年次報告書(白書)に掲載された件数	300件程度 【22年度】	369件 【23年度】	年間300件以上 【23年度】
	9 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数	7,800万件 【22年度】	5,122万件 【23年度】	年間7,800万件以上 【23年度】
	10 統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数	7,100万件 【22年度】	7,499万件 【23年度】	年間7,500万件以上 【23年度】
	11 総合統計書が刊行冊数及び予定のとおり刊行がなされているか	年刊: 5冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(8月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) 月刊: 1冊 ・PSI(ポケット統計情報)月報(毎月下旬)	年刊: 5冊 ・日本統計年鑑(11月) ・日本の統計(3月) ・世界の統計(3月) ・Statistical Handbook of Japan(8月) ・PSI(ポケット統計情報)年報(10月) 月刊: 1冊 ・PSI(ポケット統計情報)月報(毎月下旬)	年刊5冊 月刊1冊 【23年度】

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<p>・統計の体系的・効率的整備については、オーダーメイド集計又は匿名データの提供の申出を受けた件数について目標値を下回ったが、これは、現在提供を行っているデータが、匿名化等により一部の利用者のニーズと一致しないものとなっているおそれがあること、制度の周知が十分でないことが主な原因と考えられる。しかし、オーダーメイド集計又は匿名データの提供を実施する統計調査の拡大が順次図られており、事業所・企業を対象とする調査に関する重複是正措置・履歴登録措置の実施率についても目標値を上回ったことから、全体としては、目標を一定程度達成することができたものと考えられる。</p> <p>・統計の確実な作成については、所管統計調査を遅滞なく予定どおりの時期に公表することができたこと、東日本大震災の被災自治体における国勢調査結果を早期に公表することができたことにより、目標を達成することができた。</p> <p>・統計情報の的確な提供については、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」の統計表等へのアクセス件数について、クローラからのアクセス(検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス)が減少したことなどにより目標値を下回ったが、本来の統計情報利用者からのアクセスは前年度よりも増加していると考えられ、政府統計の一元的な情報提供について着実に成果を上げることができた。また、統計局所管統計調査についての主要5紙及び年次報告書(白書)の掲載件数、統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数、総合報告書の刊行についてはほぼ目標値を上回ることができ、目標をおおむね達成することができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>統計の体系的・効率的整備については、一定程度目標を達成することができたことから、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するための取組が着実に実施されたことが認められる。</p> <p>今後、オーダーメイド集計又は匿名データの提供に係る課題に対し、更なる利用者ニーズの把握、利用者に対する一層の周知活動に取り組むとともに、引き続き重複是正措置・履歴登録措置等を実施し、公的統計の体系的かつ効率的な整備に取り組む必要がある。</p> <p>統計の確実な作成及び統計情報の的確な提供については、所管統計調査を遅滞なく予定通りの時期に公表することができたこと、統計局所管統計調査についての主要5紙及び年次報告書(白書)の掲載件数、「統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所ホームページの総アクセス件数などが目標値を上回ったことなどにより、目標を達成するなど、統計需要や調査環境の変化に対応した統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供することで、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与するための着実な取組がなされていると認められる。また、東日本大震災の被災自治体においては、震災直前に実施された平成22年度国勢調査は貴重なデータであり、この結果を早期に公表したことで被災地のニーズに対応できたと考えられる。</p> <p>今後、引き続き、所管統計調査を着実に実施し、統計情報を的確に提供するための方策に取り組む必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年8月、明治大学経営学部菊地端夫准教授から御意見を伺い、評価書に反映した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成23年度統計法施行状況報告書(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000014.html)
---------------------------	---

担当部局課室名	統計局総務課 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室	作成責任者名	統計局総務課長 會田 雅人 政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官 白岩 俊	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	----------------------------------	--------	---	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)または実績(値)を記載。

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-20)

政策名(※1)	政策20: 消防防災体制の充実強化	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。					
政策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	11,059,575	10,715,141	11,100,560	10,689,345
		補正予算(b)	44,160,427	1,001,283	58,826,186	0
		繰越し等(c)	-33,297,083	29,662,842		
		合計(a+b+c)	21,922,919	41,379,266		
執行額(千円)	19,884,046	34,270,595				
政策に係る内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	第180回国会における野田内閣総理大臣施政方針演説	平成24年1月24日		津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。 (中略) また、消費者行政に万全を期すとともに、テロやサイバー攻撃、大規模自然災害、国内外の重大事件・事故など、国民の生命・身体・財産を脅かす緊急事態については、常に緊張感と万全の備えを持って危機管理対応を行います。		
	第174回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成22年1月29日		消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。(中略) 地震、台風、津波などの自然災害は、アジアの人々が直面している最大の脅威の一つです。過去の教訓を正しく伝え、次の災害に備える防災文化を日本は培ってきました。これをアジア全体に普及させるため、日本の経験や知識を活用した人材育成に力を入れてまいります。		
	第173回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説	平成21年10月26日		最近でも、スマトラ沖の地震災害において、日本の国際緊急援助隊が諸外国の先陣を切って被災地に到着し、救助や医療に貢献いたしました。世界最先端レベルと言われる日本の防災技術や救援・復興についての知識・経験、さらには非常に活発な防災・災害対策ボランティアのネットワークをこの地域全体に役立てることが今後、より必要とされてくると思っております。		

施策目標	測定指標	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値)(※3) 【年度】
緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	1 消防団員数	883,698人(平成22年4月1日現在) 【22年度】	消防団活動に協力している事業所に対する表示制度、女性団員や学生団員の増加に着目した雑誌広告や入団促進パンフレット等の作成・配布、少年消防クラブなど将来の消防団員の担い手育成や各種先進事例の照会等を行うことにより、団員の確保、理解促進を図った。 消防団員数 879,978人 (平成23年4月1日現在) うち女性消防団員数 19,577人 (平成23年4月1日現在) (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	消防団員数の増加(対前年度増) 【23年度】
	2 うち女性消防団員数	19,043人(平成22年4月1日現在) 【22年度】		うち女性消防団員数(20,000人) 【23年度】
	3 自主防災組織の組織活動カバー率	74.4%(平成22年4月1日現在) 【22年度】	自主防災組織活動の指針である「自主防災組織の手引」や指導者用防災教材「チャレンジ! 防災48」等の作成など、自主防災組織の結成促進・活性化に向けた取組を実施。 75.8%(平成23年4月1日現在) (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	76% 【23年度】
	4 防災拠点となる公共施設等の耐震率	防災拠点となる公共施設等の耐震率 75.7% 【22年度】	公共施設等耐震化事業による財政支援や「防災拠点の耐震化促進資料」を作成し、地方公共団体に配布するなど、耐震化促進の取組を実施。 79.3% (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	防災拠点となる公共施設等の耐震率の向上(対前年増) 【23年度】 防災拠点となる公共施設等の耐震率85% 【25年度】
	5 消防の広域化のための推進の環境整備のための取組状況	消防の広域化を検討している地方公共団体に対して、消防広域化推進アドバイザーを派遣するといった消防の広域化に対する理解を深めるなどの推進運動を積極的に実施 【22年度】	消防広域化アドバイザー派遣: 8回 消防広域化セミナー: 5回 【平成23年度】	消防の広域化の推進の環境整備の促進 【23年度】
	6 住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)	住宅火災による死者数: 1,022人(平成22年中) 【22年度】	住宅火災による死者数1,070人(平成23年中) 【平成23年度】	50%減(平成17年比、平成17年中の住宅火災による死者数: 1,220人) 【23年度】

緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化による国民の安心・安全の向上を図ること	7	防火対象物定期点検の実施率の向上	58.1% 【22年度】	防火対象物定期点検報告制度の更なる周知を図り、実効性を向上するため、テナント等が消防法令順守意欲を維持できるような方策等について、前年度に引き続き、平成23年度においても検討。 59.0% (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	70% 【23年度】
	8	特定違反對象物数の改善	229件 【22年度】	「違反是正支援アドバイザー制度」を活用し、各消防本部に対し個別具体的な事案に対する違反処理の進め方等のアドバイスを実施。 224件 (平成25年2月28日追記) 【平成23年度】	特定違反對象物数の減少(対前年度減) 【23年度】
	9	危険物施設における事故件数	536件(平成22年中) 【22年度】	585件(平成23年中) 【平成23年度】	事故件数の低減(対前年減) 【23年度】
	10	緊急消防援助隊の登録隊数	4,278隊(平成22年10月1日現在) 【22年度】	4,354隊(平成23年4月1日現在) 【平成23年度】	緊急消防援助隊の登録隊数の増加(対前年増)【23年度】 おおむね4,500隊【25年度】
	11	市町村防災行政無線(同報系)の整備率	市町村防災行政無線の整備率 76.4% 【22年度】	市町村防災行政無線の整備率 76.6% (平成25年2月28日追記) 【23年度】	整備率の向上 【23年度】
	12	都道府県・市町村における国民保護に関する訓練の実施件数	66件(平成22年中) 【22年度】	49件(平成23年中) 【平成23年度】	実施件数の向上 【23年度】
	13	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧補助金による整備状況	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧補助金の申請予定団体を把握する 【22年度】	交付決定団体数:134団体 【平成23年度】	消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧補助金による整備団体数 【23年度】
救急救命体制の強化・国際的な消防防災体制の充実による国民の安心・安全の向上を図ること	14	国際緊急援助隊への迅速・効果的な対応体制の向上のための取組状況	平成22年度は、消防庁として国際消防救助隊セミナーを実施、また、JICA等と連携し、JDR救助チーム技術訓練等の各種研修・訓練を実施し、国際消防救助隊を含む国際緊急援助隊の活動能力強化を図った。 【22年度】	実践的訓練:3回実施 参加人数:197名(登録隊員599名) 【平成23年度】	独自の研修・訓練等の実施 【23年度】
	15	救命率の推移	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4%(平成22年中) 【22年度】	救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の課題について検討を行い、報告書を取りまとめた。 心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率11.4%(平成23年中) (平成25年2月28日追記) 【23年度】	救急搬送における救命率の向上 【23年度】
	16	受入医療機関の選定困難事案の割合	(受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.8% 産科・周産期傷病者搬送事案3.8% 小児傷病者搬送事案3.2% 救命救急センター等搬送事案3.8% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.8% 産科・周産期傷病者搬送事案6.9% 小児傷病者搬送事案割合 2.5% 救命救急センター等搬送事案5.0% (平成22年中) 【22年度】	各都道府県が策定した傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する基準について、運用改善のフォローアップを実施。 (受入照会回数4回以上) 重症以上傷病者搬送事案3.9% 産科・周産期傷病者搬送事案3.7% 小児傷病者搬送事案3.1% 救命救急センター等搬送事案4.0% (現場滞在時間30分以上) 重症以上傷病者搬送事案4.9% 産科・周産期傷病者搬送事案6.8% 小児傷病者搬送事案割合2.7% 救命救急センター等搬送事案5.2% (平成23年中) (平成25年2月28日追記) 【23年度】	受入医療機関の選定困難事案の割合の低下 【23年度】
	17	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)	心肺停止傷病者への応急手当実施率 42.7%(平成22年中) 【22年度】	救命入門コース及び救急分割講習を創設し、各都道府県に通知し、各消防本部における救命講習等の環境整備を実施。 心肺停止傷病者への応急手当実施率 43.0%(平成23年中) (平成25年2月28日追記) 【23年度】	実施率の向上 【23年度】

<p>政策に関する 評価結果</p>	<p>目標の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員数の実績は明らかになっていないが、消防常備化進展(昭和30年～昭和40年代)や大学進学率の上昇、就業構造の変化及び少子化に加え、コミュニティ意識の希薄化等により長期的減少傾向にある一方で、女性団員については入団促進の取組や活動環境の整備等により増加傾向にある。 ・ 自主防災組織の活動カバー率及び公共施設等の耐震化の実績は明らかになっていないが、「自主防災組織の手引」や「チャレンジ！防災48」等の作成など、自主防災組織の結成促進・活性化に向けた取組を実施し、公共施設等耐震化事業による財政支援や「防災拠点の耐震化促進資料」を作成するなどの耐震化促進の取組を実施したことで毎年向上している。 ・ 「消防の広域化の推進」について、アドバイザーの派遣やセミナーの開催等により、新たに1県で広域化推進計画が策定され、平成23年4月1日に2件、平成24年4月1日に4件の消防の広域化が実現され、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 ・ 住宅火災死者数について、住宅用火災警報器設置対策基本方針を新たに定め、住宅防火対策推進シンポジウムの全国開催など、死者数削減に向けた取組を実施したが、目標を達成できず、死者数が増加した点について、住宅用火災警報器設置対策会議等において検討予定である。 ・ 防火対象物定期点検実施率及び特定違反対象物数の改善については、実績が明らかになっていないが、定期点検制度の周知や違反是正支援アドバイザー制度を活用した各消防本部に対する違反処理の進め方等のアドバイスの実施などにより、それぞれ実施率の向上、違反対象物数の改善を図ったことで、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 ・ 危険物施設における事故を防止するため、「危険物事故防止アクションプラン」を定めるとともに、全国で危険物事故防止ブロック会議を開催し、都道府県、消防本部、事業者等と事故防止に資する情報や認識の共有を図ってきたところ。これらの取組により、平成19年から平成21年にかけて事故件数は81件減少してきたが、平成23年は平成22年より49件増加し、特に故障や腐食劣化を原因とする流出事故が増加している。 ・ 緊急消防援助隊の機能強化を図るため、補助金等を活用し、車両、航空機等の整備を進め、登録隊数の増加を図り、当該年度目標を達成した。 ・ 市町村防災行政無線の整備実績は明らかになっていないが、補助金の交付等による整備により平成25年度の目標達成に向けて、着実に整備が進んでいる。 ・ 地方公共団体実施の国民保護訓練については、東日本大震災の影響で実施取りやめの団体があったこと等から、目標を達成できなかった。 ・ 東日本大震災により被災した消防防災施設・設備について、申請団体全てに対し交付決定を行い、当該年度目標を達成した。 ・ 国際緊急援助隊として活動する上での知識・技術を向上させるための実践的訓練を全国3会場で約200名の参加者に対し実施し、当該年度目標を達成した。 ・ 救急救命体制の強化について、いずれも平成23年中の数値は明らかになっていないが、平成22年中の1ヶ月生存率について、ウツタイン様式に基づく救急搬送記録の収集を開始した平成17年と比較したところ、4.2ポイント上昇している。救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査については、平成20年から実施し、現在も実態調査を継続中である。また、心肺停止傷病者への応急手当実施率は、平成20年までの上昇傾向から、平成21年以降、42.7%と横ばいとなっており、施策の目標の達成に一定の寄与ができた。 ・ 本評価書公表時点(平成24年9月7日)で目標の達成状況が不明であった女性消防団員数、防災拠点となる公共施設等の耐震率、特定違反対象物数の改善、市町村防災行政無線(同報系)の整備率、救命率の推移、心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの)は目標を達成することができたが、消防団員数、自主防災組織の組織活動カバー率、防災対象物定期点検の実施率の向上、受入医療機関の選定困難事案の割合は目標を達成することができなかった。(平成25年2月28日追記)。
	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員数の増加に向けた取組としては、消防団員数が長期的減少傾向にある一方で、女性団員については増加傾向にあることを踏まえ、引き続き、消防団活動に協力している事業所に対する表示制度、女性団員や学生の団員が増加していることに着目した雑誌広告や入団促進パンフレットの等の作成配布、少年消防クラブなど将来の消防団員の担い手育成や各種先進事例の紹介等に努め、消防団員の確保、消防団の理解促進を図る必要がある。 ・ また、地域における総合的な防災力の強化のため、消防団や自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ等の地域に密着した団体の充実・強化、住民の防災意識の向上を図るなど、住民と行政が一体となって地域の総合的な防災力を高めていくことが課題である。 ・ 財政支援等を通じ、防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進など災害に負けない施設等の整備を、引き続き進める必要がある。 ・ 消防の広域化については、関係地方公共団体等の意見を踏まえながら、今後必要な検討を行う必要がある。 ・ 年間1千人を超える住宅火災による死者を半減させるため、住宅用火災警報器の普及などによる住宅防火対策の推進が課題となっており、より一層の普及促進を図っていく。また、昨今のホテルや旅館等の火災も踏まえ、火災被害拡大対策の検討や火災予防行政の実効性向上に係る検討など、建築物における防火安全対策が重要な課題となっている。 ・ 危険物施設における事故を減らすために、危険物等事故防止対策情報連絡会、危険物事故防止ブロック会議等を行い、事故防止対策をより一層推進していく必要がある。 ・ 東日本大震災や今後発生が懸念される東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震を踏まえ、「長期に及び消防応援活動への対応」、「消防力の確実かつ迅速な被災地への投入」の観点から、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行われるよう、車両や資機材の整備や消防救急無線のデジタル化を推進するなど、緊急消防援助隊の機能強化を図る必要がある。 ・ 災害時における正確かつ迅速な住民への情報伝達の確保を図るためにも、引き続き、防災行政無線の整備を進める必要がある。 ・ 国民の保護のための措置に対する国民の理解促進を図るためにも、国、地方公共団体、地域住民等が一体となった共同訓練を実施していくとともに、ミサイル発射事案等を踏まえた関係機関と連携した情報伝達試験・訓練の一層の充実を図る必要がある。 ・ 海外における大地震発生時の支援体制の強化も重要な課題となっており、引き続き、各種研修・訓練を通じて、国際緊急援助隊救助チームの一員である国際消防救助隊の迅速かつ効果的な対応体制の向上を図る必要がある。 ・ 救急救命体制の強化を図るため、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用改善等による消防機関と医療機関の連携強化を図るとともに、救急業務の高度化を引き続き推進することが重要な課題となっている。また、現場における一般市民による応急手当の実施により、救命率向上が図られると考えられるため、引き続き、応急手当の普及促進を行う必要がある。 ・ これらの課題に対し消防庁では、引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、国民への普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る政策を推進していく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>消防防災体制の在り方については、第26次消防審議会や各検討会において、有識者等の意見を聞いたところである。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年版消防白書 http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h23/index.html ・ 第26次消防審議会答申 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/toshin/h24/240130-1_syobo_taisei_arikata.pdf ・ 総務省アクションプラン2012 http://www.soumu.go.jp/main_content/000130210.pdf
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>消防庁総務課 他14課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>消防庁総務課長 室田 哲男</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>
----------------	---------------------	---------------	----------------------	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。
 ※2 基準(値)又は実績(値)を記載。
 ※3 測定指標に対する年度ごとの目標(値)がある場合には、目標(値)欄を2段に分割し、上段に直近の目標(値)及び目標年度を、下段に最終的な目標(値)及び目標年度を記載。